

流山市
子ども・子育て支援事業計画
(案)

平成27年3月

流山市

はじめに

平成27年 3月

流山市長 井崎 義治

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と目的.....	3
2 子ども・子育て支援新制度の概要.....	4
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画期間.....	8
5 計画の策定体制.....	8
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題	11
1 人口動態と子ども世帯.....	11
2 少子化の動向.....	13
3 保育環境・教育環境の状況.....	20
第3章 次世代育成支援行動計画（後期計画）の事業評価	23
1 事業評価の方法とその状況.....	23
2 基本目標別の評価.....	24
第4章 流山市子ども・子育て支援事業計画の基本理念と基本的な考え方	31
1 計画の基本理念.....	31
2 基本的視点.....	32
3 基本目標.....	33
4 施策の体系.....	35
第5章 事業計画	39
1 事業計画.....	39
2 区域設定.....	39
3 区域別の児童の推計値.....	
4 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	41
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	47
6 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関する事項.....	55
7 任意記載事項.....	56
第6章 施策の展開	59
1 子どもを支援する地域づくり.....	59
2 子どもと母親の健康づくり.....	67

3	子どもが健やかに成長できる教育環境づくり	73
4	安全で安心な生活環境づくり	82
5	男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり	88
6	保護が必要な子どもへの支援体制づくり	93
第7章	計画の推進体制	99
1	計画の推進	99
2	計画の進行管理	99
3	計画の進行状況の公表	99
4	国・県への要望	99
資料編		
1	子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査等の結果	



計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

急速な少子化の進行や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもとその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。

首都圏や大都市圏では、多くの待機児童が生じていることや、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっています。幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされています。

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる子ども・子育て関連3法が成立しました。これにより、子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートします。

このような中で、流山市では平成17年度に「流山市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成22年度には「流山市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、また、平成21年度には「流山市子育てにやさしいまちづくり条例」を制定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。特に、平成21年度からは、保育所の整備を最重点施策と位置付け、千葉県下でもトップクラスの整備により、平成21年度には1,669人であった定員数を平成26年度には3,091人まで拡大しています。ただし、平成26年4月1日の待機児童は68人発生しており、今後も保育需要はさらに増大していきます。

こうしたことから、本市は、子ども・子育て支援新制度が義務付ける「流山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援を一層促進していきます。

◆子育てをめぐる現況と課題（「〇〇〇〇」より出展）

- 急速な少子化の進行（平成24年合計特殊出生率1.41）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
 （日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
 - 子育ての孤立感と負担感の増加
 - 深刻な待機児童問題
 - 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
 - M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
 - 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
 - 子育て支援の制度・財源の縦割り
 - 地域の実情に応じた提供対策が不十分



①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

③地域の子ども・子育て支援の充実

2 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 新制度のポイント

○施設型給付及び地域型保育給付の創設

- ・施設型給付：認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付
- ・地域型保育給付：家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を対象とした給付

○認定こども園制度の改善

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援

- ・地域子ども・子育て支援事業の充実

○市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施

○社会全体による費用負担

- ・消費税率の引き上げにより、0.7兆円程度の財源を確保

○政府の推進体制

- ・内閣府に子ども・子育て本部を設置

○子ども・子育て会議の設置

- ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置
- ・地方版子ども・子育て会議の設置努力義務

(2) 子どものための教育・保育給付

新制度では市が給付の対象として確認した教育・保育施設、地域型保育事業者に対して、施設型給付・地域型保育給付を支給します。

■施設型給付及び地域型保育給付の対象

施設型 給付	教育・ 保育 施設	幼稚園
		保育所
		認定こども園 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
地域型 保育 給付	地域型 保育 事業	家庭的保育事業（定員5人以下） 家庭的な雰囲気のもと、少人数の保育を行う事業
		小規模保育事業（定員6～19人） 少人数を対象に多様なスペースで保育を行う事業
		居宅訪問型保育事業 障害など個別のケアが必要な場合などに保護者の居宅で1対1で保育を行う事業
		事業所内保育事業 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業

※地域型保育事業とは、新制度で市の認可事業として位置付けられた事業で、原則的に満3歳未満の保育を必要とする子どもを保育する事業です。

※給付の対象となる教育・保育施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業を「特定地域型保育事業」といいます。

※私立幼稚園は、新制度における市の「確認を受けない幼稚園」として、現行制度どおりを選択することも可能です。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子育て家庭の実情に応じて実施する事業で子ども・子育て支援法で13事業が定められています。

地域子ども・子育て支援事業

- ① 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- ② 延長保育事業
- ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ④ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ⑤ 一時預かり事業
- ⑥ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑩ 妊婦健康診査
- ⑪ 利用者支援事業
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(4) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	主に利用する施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

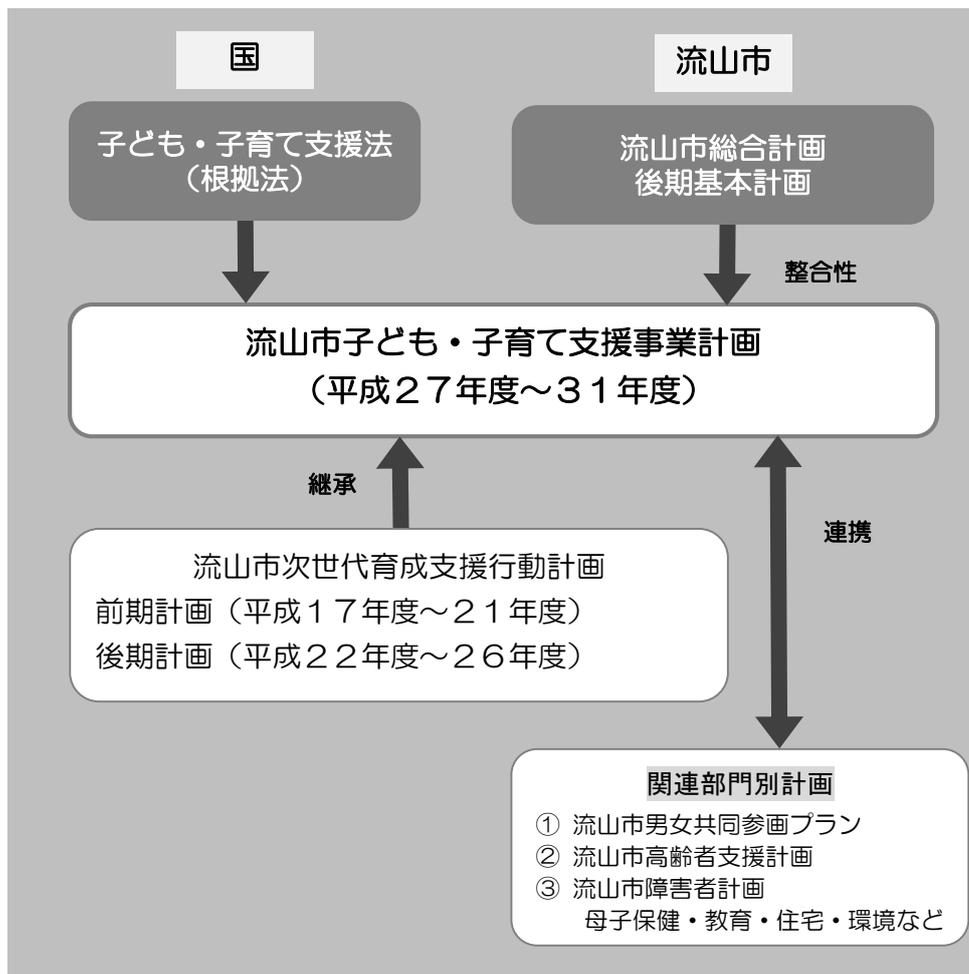
3 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づき策定するものです。本計画の策定に当たっては子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえる必要があります。

[子ども・子育て支援法の基本理念]

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

上位計画、関連法案との関係



4 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援新制度が始まる平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間で1期として策定し、中間年度（平成 29 年度）に計画の見直しを適宜行います。



5 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査の実施（資料編参照）

本計画の策定に先立ち、本市では就学前の子どもの保護者及び小学生の保護者を対象に、平成 25 年 11 月に子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査を実施しました。

(2) 子育て関連施設利用者等へのヒアリング調査の実施

市内の子育て関連施設等 20 か所で、ヒアリング調査を実施し、施設利用にあたっての課題や子育て支援に関するご意見等を聴き取りました。

(3) ワークショップの実施

平成 25 年 11 月に、子育てしやすい街づくりについて、市民の意見を聞くワークショップを開催しました。

(4) 流山市子ども・子育て会議の設置

流山市子ども・子育て会議を設置し、学識経験者、保育・教育関係者、児童福祉分野の団体の代表者、市民などの委員による審議を行ってきました。

(5) パブリックコメントの実施

「流山市市民参加条例」に基づき、計画についての意見を広く市民から募集するパブリックコメントを実施しました。



子どもと家庭を取り巻く

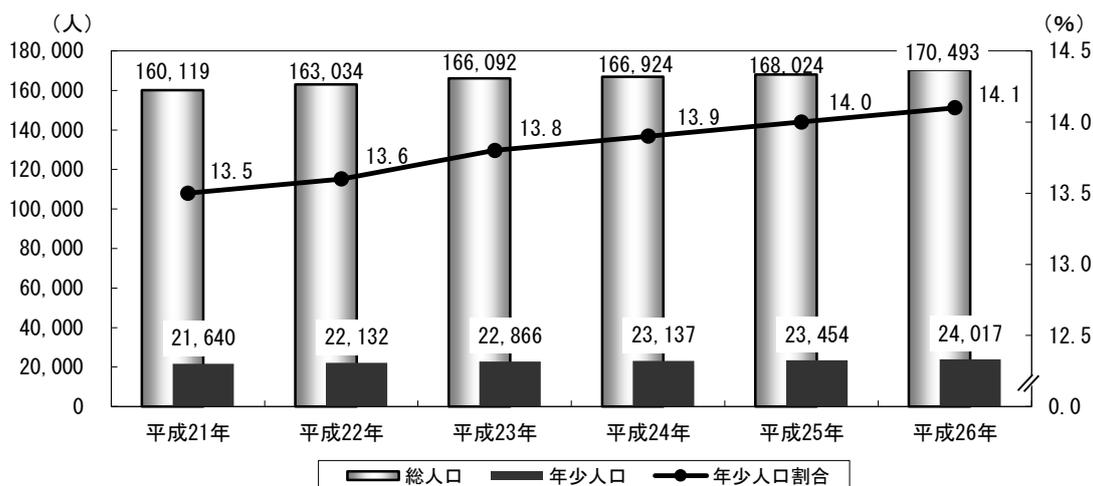
現状と課題

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題

1 人口動態と子ども世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

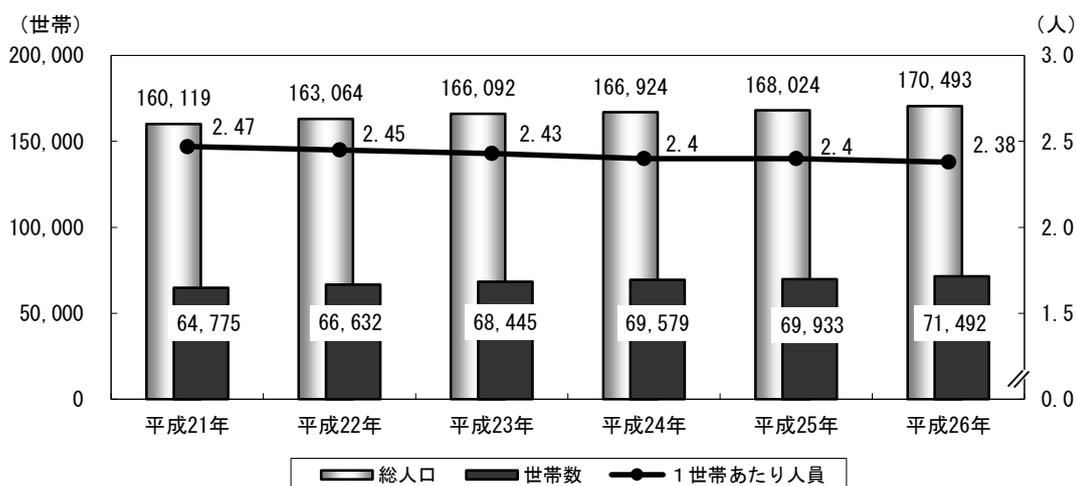
流山市の人口は、平成26年4月1日現在、170,493人と増加傾向で推移しています。年少人口(15歳未満)は、平成21年の21,640人から平成26年には24,017人となり、2,377人増加しています。年少人口割合は平成26年で14.1%となっています。



資料：千葉県 年齢別町丁字別人口（各年4月1日現在）

(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成20年から増加傾向で推移し、平成26年4月1日現在、71,492世帯で平成21年から6,717世帯の増加となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、平成26年4月1日現在の1世帯あたりの人員は238人となっています。



資料：千葉県 年齢別町丁字別人口（各年4月1日現在）

(3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成 22 年時点の核家族世帯（42,847 世帯）は、総世帯数（64,861 世帯）の 66.1%を占め、「夫婦のみ」世帯、「女親と子ども」「男親と子ども」世帯が増加し続けています。また、核家族世帯の 53.0%が「夫婦と子ども」世帯となっています。

単位：世帯

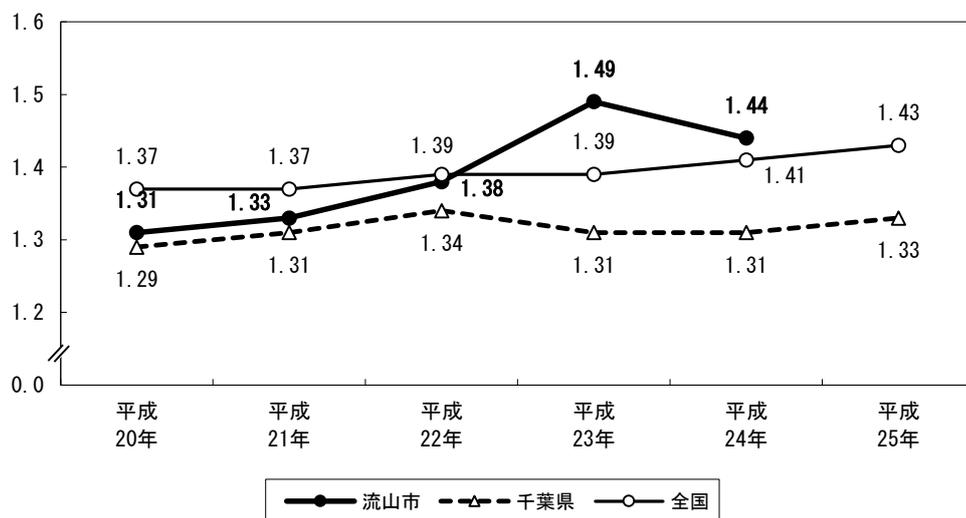
家族類型別世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	6歳未満	18歳未満
					親族のいる 世帯	親族のいる 世帯
総世帯数	48,819	53,176	57,233	64,861	7,299	16,087
A 親族世帯	39,388	42,118	43,676	47,440	7,286	15,998
I 核家族世帯	34,162	37,012	38,825	42,847	6,680	14,089
(1)夫婦のみ	8,067	10,486	12,457	15,029		
(2)夫婦と子ども	22,867	22,667	21,916	22,711	6,460	12,878
(3)男親と子ども	550	655	745	845	16	123
(4)女親と子ども	2,678	3,204	3,707	4,262	204	1,088
II その他の親族世帯	5,226	5,106	4,851	4,593	606	1,909
(5)夫婦と両親	157	180	172	169		
(6)夫婦とひとり親	430	540	628	648		
(7)夫婦、子どもと両親	1,088	912	764	636	153	461
(8)夫婦、子どもとひとり親	2,193	1,953	1,684	1,442	193	680
(9)夫婦と他の親族 (親、子どもを含まない)	86	109	126	148	4	27
(10)夫婦、子どもと他の親族 (親を含まない)	293	377	404	437	101	323
(11)夫婦、親と他の親族(子 どもを含まない)	87	79	57	69	11	17
(12)夫婦、子ども、親と他 の親族	290	252	221	205	96	173
(13)兄弟姉妹のみ	210	271	263	291		
(14)他に分類されない親族 世帯	392	433	532	548	48	228
B 非親族世帯	142	221	307	632	13	61
C 単独世帯	9,289	10,837	13,250	16,775		28

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率(女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数)の推移をみると、平成20年には1.31でしたが、その後増加傾向で推移し、平成25年には**1.4**となり、県の1.33及び全国の1.43を上回っています。

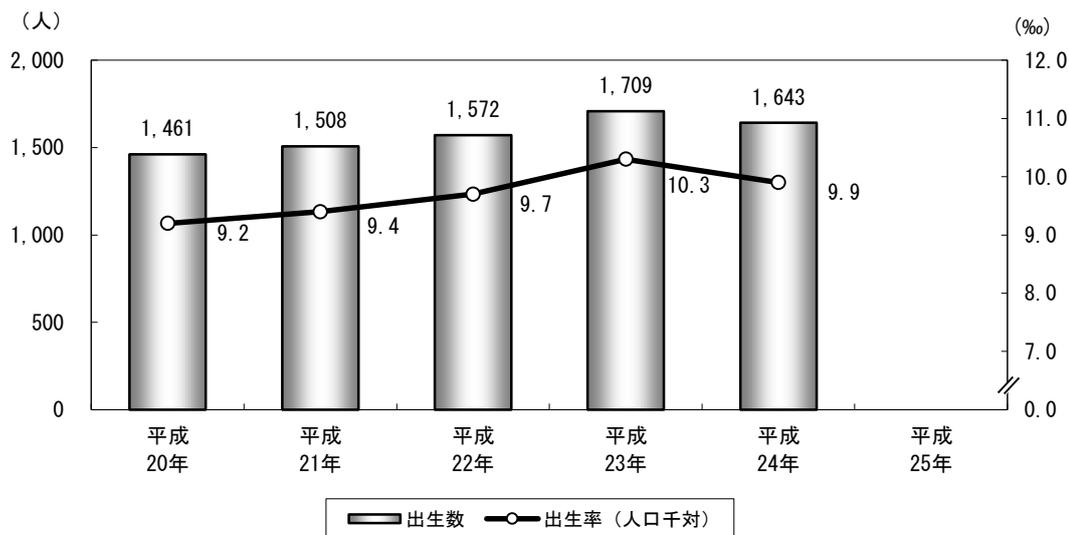


資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

(2) 出生数、出生率の推移

①出生数

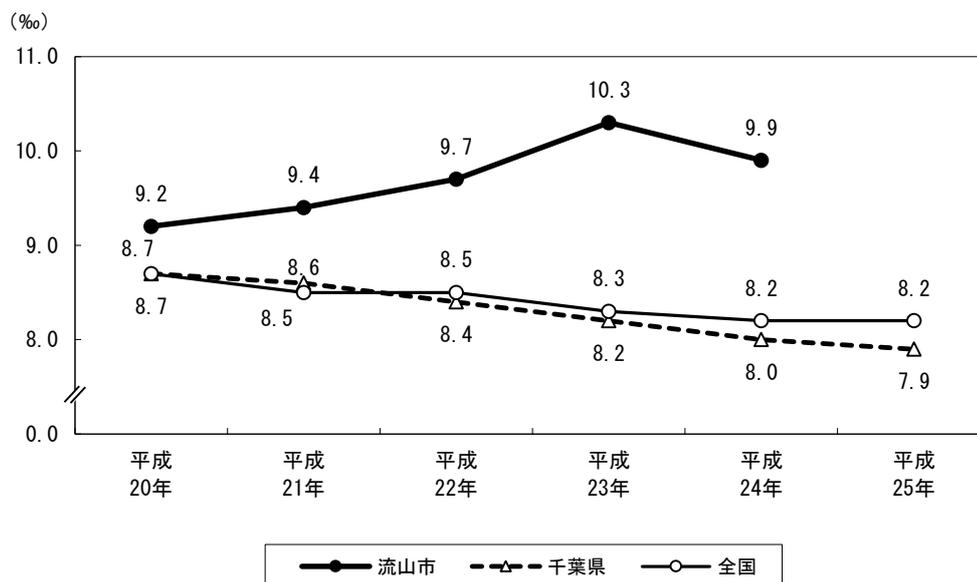
出生数の推移をしてみると、平成23年まで増加傾向で推移していましたが、平成24年では若干減少に転じ平成25年には 人となっています。



資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

②出生率

出生率（人口千人あたり）の推移を県、全国と比較すると、平成 25 年では（パーミル）で県及び全国を上回っています。



資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

③母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数の推移をみると、30～44 歳での出生率が増加しており、特に 35～39 歳では平成 20 年と比べると平成 25 年では 増加 しています。また、平成 25 年からは、20～29 歳では減少し、35～44 歳で増加しており、晩産化が進行していることがうかがえます。

単位：人

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総数	1,461	1,508	1,572	1,709	1,643	
15～19歳	10	12	4	8	11	
20～24歳	140	98	94	98	75	
25～29歳	407	380	422	448	393	
30～34歳	571	611	650	700	672	
35～39歳	302	365	358	388	412	
40～44歳	31	40	41	67	80	
45～49歳	0	2	3	0	0	
不詳						

資料：千葉県衛生統計年報（各年12月31日現在）

(3) 未婚率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、平成22年時点の男性の未婚率は、30～34歳が33.9%、35～39歳では22.4%となっており、30歳代の男性のおよそ3割が未婚となっています。平成17年時点と比べると59歳以下では割合が低くなっており、60歳以上で若干高くなっています。県及び全国の割合と比べると低くなっている年齢層が多くなっています。

単位：％

	流山市				千葉県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	99.9	99.7	99.7	98.8	98.8	99.6
20～24歳	95.4	95.9	95.9	89.1	93.0	93.5
25～29歳	69.7	71.4	75.9	60.1	71.3	71.4
30～34歳	38.4	42.7	48.0	33.9	47.7	47.1
35～39歳	20.8	25.9	30.2	22.4	36.2	31.2
40～44歳	13.3	16.3	21.6	16.2	28.5	22.7
45～49歳	8.3	11.9	15.7	11.5	22.6	17.6
50～54歳	4.5	7.3	11.2	7.7	17.7	14.4
55～59歳	2.2	3.7	7.0	5.4	14.3	10.1
60～64歳	1.3	1.7	3.2	4.2	10.0	5.9
65～69歳	0.9	1.2	1.8	3.3	5.9	3.8
70～74歳	0.6	0.6	1.2	3.2	3.5	2.4
75～79歳	0.8	1.0	0.7	3.4	2.2	1.6
80～84歳	1.1	1.1	0.9	3.6	1.6	1.1
85歳以上	0.3	1.4	1.0	2.7	0.9	0.9

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 未婚率の推移と比較（女性）

国勢調査によると、平成 22 年時点の女性の未婚率は、30～34 歳で 31.2%、35～39 歳が 21.7%となっており、30 代の女性のおよそ 4 人に 1 人が未婚となっています。平成 17 年時点と比べると、25 歳～34 歳の割合が低くなっています。県及び全国の割合と比べると、25 歳～84 歳で低くなっています。

単位：％

	流山市				千葉県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	99.6	99.3	99.2	99.9	99.4	99.4
20～24歳	89.7	90.5	91.2	91.9	89.1	89.6
25～29歳	49.8	57.7	62.5	58.4	60.1	60.3
30～34歳	19.8	26.1	33.9	31.2	33.8	34.5
35～39歳	8.5	13.3	17.1	21.7	22.4	23.1
40～44歳	4.7	6.9	11.0	14.2	16.2	17.4
45～49歳	2.8	4.2	6.4	11.2	11.5	12.6
50～54歳	2.0	2.8	3.8	6.7	7.7	8.7
55～59歳	2.4	2.0	2.9	4.3	5.4	6.5
60～64歳	2.0	2.6	2.0	2.9	4.2	5.5
65～69歳	3.4	1.9	2.6	2.1	3.3	4.5
70～74歳	3.0	3.4	2.0	2.5	3.2	4.0
75～79歳	2.4	3.2	3.0	2.5	3.4	4.0
80～84歳	3.3	1.9	3.0	3.2	3.6	4.1
85歳以上	1.1	1.7	2.1	3.3	2.7	2.9

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、平成22年時点の男性の労働力率は、主な子育て世代である30～40歳代では98%台となっており、平成17年時点の県・全国と比べると高くなっています。

単位：%

	流山市				千葉県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	13.3	14.1	16.4	15.2	16.2	15.0
20～24歳	62.7	57.3	56.2	58.5	67.8	65.6
25～29歳	96.1	92.9	89.4	93.7	95.7	86.1
30～34歳	98.3	96.0	93.7	98.0	97.6	89.3
35～39歳	99.0	97.0	94.9	98.5	97.9	90.5
40～44歳	99.0	97.6	95.6	98.5	97.8	90.5
45～49歳	99.0	97.4	95.9	98.1	97.6	91.5
50～54歳	98.8	97.5	95.8	98.1	97.2	92.1
55～59歳	97.9	96.2	94.5	96.4	95.3	90.5
60～64歳	82.1	74.3	74.9	82.0	81.1	76.9
65～69歳	55.6	45.8	47.5	52.0	53.8	51.3
70～74歳	34.1	25.4	27.9	31.1	32.6	32.4
75～79歳	24.1	17.2	17.3	16.9	20.8	21.1
80～84歳	12.9	12.8	10.8	11.3	14.0	14.4
85歳以上	3.1	5.4	6.4	7.6	7.9	8.2

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(6) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

国勢調査によると、平成22年時点の女性の労働力率は、25歳～29歳までは77.8%と高水準ですが、主な子育て世代である30歳～44歳までは60%台と低くなっており、県及び全国でも同様の傾向にあります。

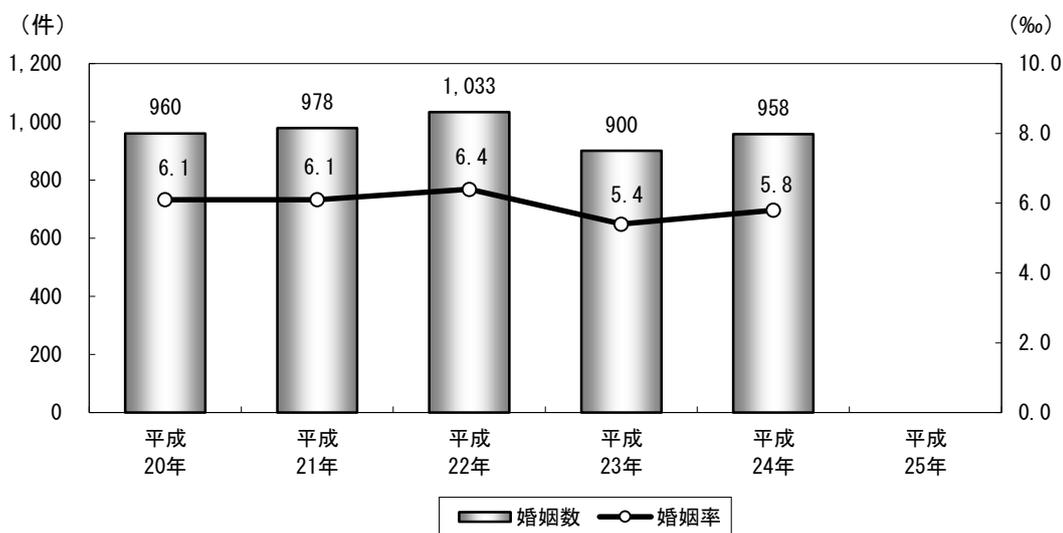
単位：%

	流山市				千葉県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	12.0	13.7	17.4	17.2	16.6	14.9
20～24歳	70.2	66.9	64.3	68.4	69.7	66.0
25～29歳	64.9	70.0	72.9	77.8	78.0	72.4
30～34歳	43.3	49.5	57.9	64.5	66.1	64.7
35～39歳	46.4	49.7	54.7	59.9	63.1	64.0
40～44歳	56.6	57.9	64.3	66.0	68.8	68.4
45～49歳	59.5	62.0	68.6	71.8	73.3	72.2
50～54歳	55.7	56.3	61.6	68.2	70.8	70.5
55～59歳	46.0	46.2	51.0	57.4	61.4	61.8
60～64歳	28.7	29.7	31.3	40.6	45.4	45.7
65～69歳	17.8	15.4	18.7	22.1	27.2	27.7
70～74歳	12.0	10.1	10.3	12.8	16.1	16.6
75～79歳	6.3	7.3	7.2	7.8	10.0	9.9
80～84歳	3.6	3.8	4.8	6.0	6.3	6.0
85歳以上	1.1	2.1	1.4	2.3	2.7	2.5

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(7) 婚姻数、婚姻率の推移

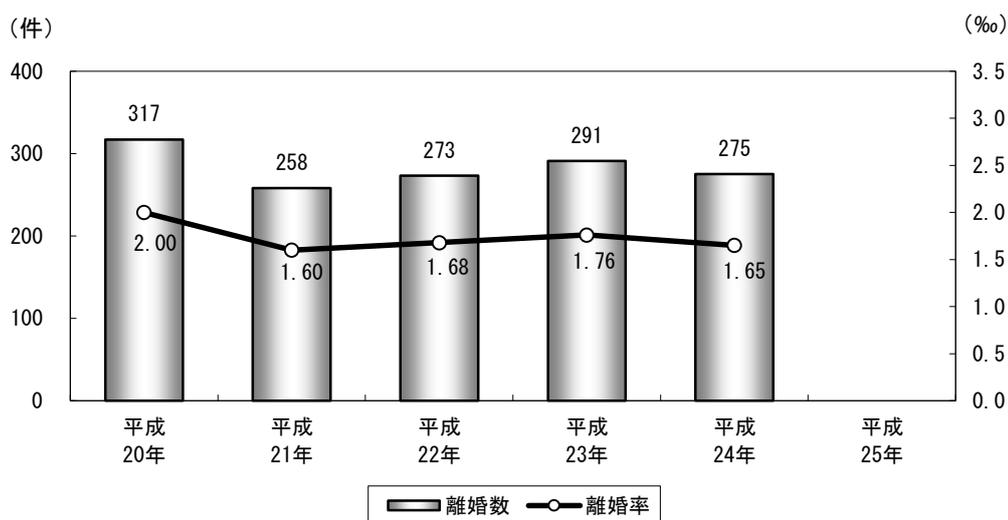
婚姻数、婚姻率の推移は、増減を繰り返しており、平成25年時点で 958 件とな
っています。婚姻率（人口千人あたり）は 5.8‰となっています。



資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

(8) 離婚数、離婚率の推移

離婚数、離婚率は、増減を繰り返しており、平成25年時点で 275 件とな
っています。離婚率（人口千人あたり）は 1.65‰となっています。



資料：千葉県人口動態統計（各年12月31日現在）

3 保育環境・教育環境の状況

(1) 認可保育所入所児童数

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入園児童数(公立)	739	777	723	699	573	562
入園児童数(私立)	977	1,074	1,392	1,618	1,997	2,303
合計	1,716	1,851	2,115	2,317	2,570	2,865

各年度4月1日現在

(2) 認可保育所待機児童数(国基準)

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成21年度	5	23	16	15	4		63
平成22年度	5	33	14	18	3	1	74
平成23年度	5	19	11	7	1	0	43
平成24年度	3	38	27	10	3	0	81
平成25年度	6	22	13	14	1	1	57
平成26年度	3	47	8	8	2	0	68

各年度4月1日現在

(3) 幼稚園の入園児童数

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
園児数(公立)	117	90	60	57	57	61
園児数(私立)	2,425	2,471	2,627	2,579	2,596	2,641
合計	2,542	2,561	2,687	2,636	2,653	2,702

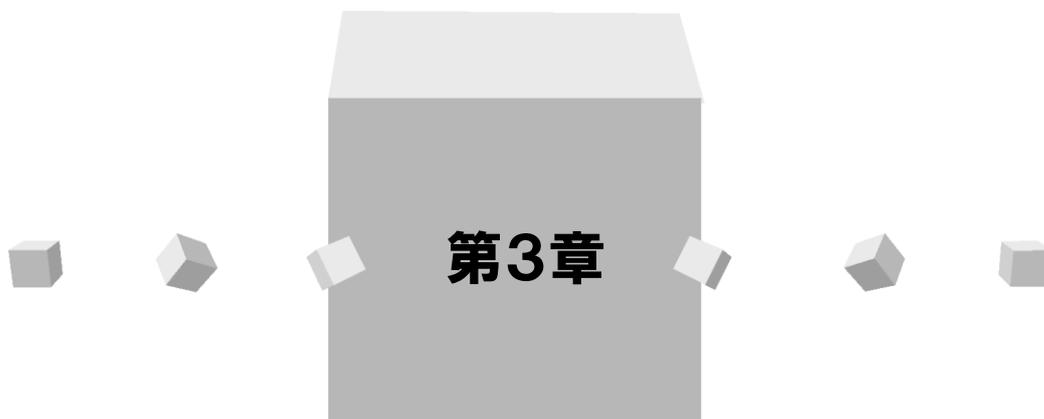
各年度5月1日現在

(4) 学童保育(放課後児童クラブ)入所児童数

単位：人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入所児童数	729	695	768	783	896	1,061
か所数	15	15	16	16	18	21

各年度4月1日現在



次世代育成支援行動計画(後期計画) の事業評価

第3章 次世代育成支援行動計画（後期計画）の事業評価

1 事業評価の方法とその状況

評価手法としては、事業を主体的に実施する担当課が目標の達成度の状況を「事業評価シート」を用いて検討し、担当課の視点から評価を行いました。

評価ランクは、「A=目標達成・目標に向かって改善」「B=横ばい・継続」「C=停滞・事業を未実施」「事業終了・評価なし」の4分類としました。

事業数は、1つの事業に対して複数の課が担当している場合は、重複してカウントしています。（1つの事業を3つの課で担当している場合、事業数は3事業となります。）

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
1 子育てを支援する地域づくり					
① 情報提供・相談体制の充実	20	13	6	1	0
② 地域における子育て支援サービスの充実	15	6	4	5	0
③ 子育て支援のネットワークづくり	2	1	1	0	0
④ 経済的支援の充実	13	4	8	1	0
計	50	24	19	7	1
2 子どもと母親の健康づくり					
① 子どもや母親の健康の確保	8	6	2	0	0
② 食育の推進	10	9	1	0	0
③ 思春期保健対策の充実	9	7	2	0	0
④ 小児医療の充実	1	1	0	0	0
計	28	23	5	0	0
3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり					
① 子どもの人権の擁護	7	4	3	0	0
② 次代の親の育成	3	1	1	1	0
③ 教育環境の充実	22	10	11	1	0
④ 家庭の教育力の向上	2	2	0	0	0
⑤ 地域活動の充実	9	1	8	0	0
⑥ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	7	1	6	0	0
計	50	19	29	2	0
4 安全で安心な生活環境づくり					
① 安全なまちづくりの推進	6	4	2	0	0
② 安心して外出できる環境の整備	4	1	3	0	0
計	10	5	5	0	0
5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり					
① 多様な働き方のできる環境の整備	5	4	1	0	0
② 仕事と子育ての両立の推進	4	1	3	0	0
③ 保育サービスの充実と多様化	10	5	5	0	0
計	19	10	9	0	0
6 子どもの安全を守る体制づくり					
① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	5	4	1	0	0
② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	12	4	6	2	0
計	17	8	7	2	0

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
7 保護が必要な子どもへの支援体制づくり					
① 児童虐待防止対策の充実	14	8	6	0	0
② ひとり親家庭への支援の充実	2	0	2	0	0
③ 障害児のいる家庭への支援の充実	5	4	1	0	0
計	21	12	9	0	0
事業合計	195	101	83	11	0

2 基本目標別の評価

基本目標1 子育てを支援する地域づくり

基本目標1の「子育てを支援する地域づくり」は、50事業のうちA評価が24事業、B評価が18事業、C評価が7事業で、実施事業の48.0%がA評価となっています。

施策名①「情報提供・相談体制の充実」は、20事業のうちA評価が13事業、B評価が6事業、C評価が1事業となっています。C評価は「子育て広場の充実」で、子育てIT広場は未実施のためC評価となっています。

施策名②「地域における子育て支援サービスの充実」は、15事業のうちA評価が6事業、B評価が4事業、C評価が5事業、評価なしが1事業となっています。C評価のうち、「つどいの広場」は他に類似事業が実施されているため未実施、「幼保一元化施設」は子ども家庭課、学校教育課、保育課がいずれも未実施、「保育ママ」は保育ママの募集は行っているが、なり手がいないためC評価になっています。

施策名③「子育て支援のネットワークづくり」は、2事業のうちA評価が1事業、B評価が1事業となっています。

施策名④「経済的支援の充実」は、13事業のうちA評価が4事業、B評価が8事業、C評価が1事業となっています。「就学援助・奨学金」は国が「高等学校等就学支援金」制度を実施していることから未実施となっており、C評価となっています。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
1 子育てを支援する地域づくり					
① 情報提供・相談体制の充実	20	13	6	1	0
② 地域における子育て支援サービスの充実	15	6	4	5	0
③ 子育て支援のネットワークづくり	2	1	1	0	0
④ 経済的支援の充実	13	4	8	1	0
計	50	24	19	7	0

基本目標2 子どもと母親の健康づくり

基本目標2の「子どもと母親の健康づくり」は、28事業のうちA評価が23事業、B評価が5事業で、実施事業の82.1%がA評価となっています。

施策名①「子どもや母親の健康の確保」は、8事業のうちA評価が6事業、B評価が2事業となっています。

施策名②「食育の推進」は、10事業のうちA評価が9事業、B評価が1事業となっています。

施策名③「思春期保健対策の充実」は、9事業のうちA評価が7事業、B評価が2事業となっています。

施策名④「小児医療の充実」は、1事業がA評価となっています。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
2 子どもと母親の健康づくり					
① 子どもや母親の健康の確保	8	6	2	0	0
② 食育の推進	10	9	1	0	0
③ 思春期保健対策の充実	9	7	2	0	0
④ 小児医療の充実	1	1	0	0	0
計	28	23	5	0	0

基本目標3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり

基本目標3の「子どもが健やかに成長できる教育環境づくり」は、50事業のうちA評価が19事業、B評価が29事業、C評価が2事業で、実施事業の38%がA評価となっています。

施策名①「子どもの人権の擁護」は、7事業のうちA評価が4事業、B評価が3事業となっています。

施策名②「次代の親の育成」は、3事業のうちA評価が1事業、B評価が1事業、C評価が1事業となっています。公民館の「通学合宿」は通学を実施しないキャンプ（合宿）体験として実施されているためC評価となっています。

施策名③「教育環境の充実」は22事業のうちA評価が10事業、B評価が11事業、C評価が1事業となっています。「学童保育所と保育所の交流」は、子ども家庭課としての実績はなかったためC評価となっています。

施策名④「家庭の教育力の向上」は2事業ともA評価となっています。

施策名⑤「地域活動の充実」は9事業のうちA評価が1事業、B評価が8事業となっています。

施策名⑥「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」は7事業のうちA評価が1事業、B評価が6事業となっています。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり					
① 子どもの人権の擁護	7	4	3	0	0
② 次代の親の育成	3	1	1	1	0
③ 教育環境の充実	22	10	11	1	0
④ 家庭の教育力の向上	2	2	0	0	0
⑤ 地域活動の充実	9	1	8	0	0
⑥ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	7	1	6	0	0
計	50	19	29	2	0

基本目標4 安全で安心な生活環境づくり

基本目標4の「安全で安心な生活環境づくり」は、10事業のうちA評価が5事業、B評価が5事業で、実施事業の50.0%がA評価となっています。

施策名①「安全なまちづくりの推進」は、6事業のうちA評価が4事業、B評価が2事業となっています。

施策名②「安心して外出できる環境の整備」は、4事業のうちA評価が1事業、B評価が3事業となっています。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
4 安全で安心な生活環境づくり					
① 安全なまちづくりの推進	6	4	2	0	0
② 安心して外出できる環境の整備	4	1	3	0	0
計	10	5	5	0	0

基本目標5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

基本目標5の「男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり」は、19事業のうちA評価が10事業、B評価が9事業で、実施事業の52.6%がA評価となっています。

施策名①「多様な働き方のできる環境の整備」は、5事業のうちA評価が4事業、B評価が1事業となっています。

施策名②「仕事と子育ての両立の推進」は、4事業のうちA評価が1事業、B評価が3事業となっています。

施策名③「保育サービスの充実と多様化」は10事業のうちA評価が5事業、B評価が5事業となっています。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり					
① 多様な働き方のできる環境の整備	5	4	1	0	0
② 仕事と子育ての両立の推進	4	1	3	0	0
③ 保育サービスの充実と多様化	10	5	5	0	0
計	19	10	9	0	0

基本目標6 子どもの安全を守る体制づくり

基本目標6の「子どもの安全を守る体制づくり」は、17事業のうちA評価が8事業、B評価が7事業、C評価が2事業で、実施事業の47.1%がA評価となっています。

施策名①「子どもの交通安全を確保するための活動の推進」は、5事業のうちA評価が4事業、B評価が1事業となっています。

施策名②「子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」は、12事業のうちA評価が4事業、B評価が6事業、C評価が2事業となっています。C評価のうち、指導課の「ハザードマップの作成」は学校では作成していないため未実施、学校教育課の「安全管理の促進」は具体的な事業は実施していないため、C評価となっています。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
6 子どもの安全を守る体制づくり					
① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	5	4	1	0	0
② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	12	4	6	2	0
計	17	8	7	2	0

基本目標7 保護が必要な子どもへの支援体制づくり

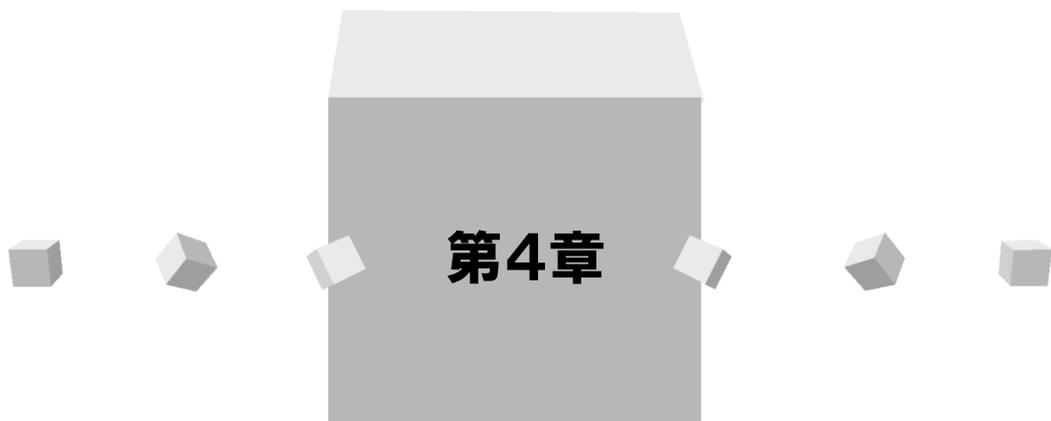
基本目標7の「保護が必要な子どもへの支援体制づくり」は、21事業のうちA評価が12事業、B評価が9事業で、実施事業の57.1%がA評価となっています。

施策名①「児童虐待防止対策の充実」は、14事業のうちA評価が8事業、B評価が6事業となっています。

施策名②「ひとり親家庭への支援の充実」は、2事業ともB評価となっています。

施策名③「障害児のいる家庭への支援の充実」は、5事業のうちA評価が4事業、B評価が1事業となっています。

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	なし
7 保護が必要な子どもへの支援体制づくり					
① 児童虐待防止対策の充実	14	8	6	0	0
② ひとり親家庭への支援の充実	2	0	2	0	0
③ 障害児のいる家庭への支援の充実	5	4	1	0	0
計	21	12	9	0	0



流山市子ども・子育て支援事業計画の 基本理念と基本的な考え方

第4章 流山市子ども・子育て支援事業計画の基本理念と基本的な考え方

1 計画の基本理念

基本理念

**「子ども最善の利益が実現され すべての子どもが
健やかに育ち地域全体で子育てできるまち 流山」**

子どもの最善の利益が実現され、すべての親たちが子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような社会を築いていくことが求められます。

少子化の進行、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、待機児童問題など、様々な課題を抱える中で、次代を担うすべての子どもが健やかに育つためには、家庭での子育てを基本としながらも、地域社会全体で子育て家庭を支えていく必要があることが鮮明となっています。

流山市は、すべての子どもと親が笑顔で過ごすことができ、各家庭が地域社会と連携協力しながら安心して子どもを産み育てられる社会を実現するために「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち 流山」を基本理念として、子育て支援の施策を推進します。

本計画を推進するための基本的な理念は、市民、地域、行政がそれぞれの役割分担を明確にした中で、行政が地域社会における全ての子育て家庭への支援を、充実・強化していくものです。

2 基本的視点

基本的視点Ⅰ 子どもの視点に立った支援

子どもの最善の利益を実現するには、子どもや子育て家庭の置かれている状況や地域の実情、子ども自身の意見をふまえたうえで、適切な子育て支援をしていくことが必要となります。

すべての子どもが幸福感と自己肯定感を持ちながら成長できるよう、子どもの視点に立った支援を実現していくことが重要です。

基本的視点Ⅱ 切れ目のない支援

産前・産後休業後、待機児童問題、小1の壁（就学前までは保育サービスを利用できていたが、就学後に学童保育を利用できない）等、子育て支援に切れ目が出来てしまうことが子育てに対する不安の一因となっています。

いつでもだれでも、安心して子育てができるように、妊娠から出産、子育ての流れの中で切れ目のない支援を実現していくことが重要です。

基本的視点Ⅲ 地域社会全体で子育てを支援

地域の中で子どもとその家庭が孤立することのないように、地域みんなで子どもを育て、親を支えていけるような地域づくりが大切です。

子育て家庭を更に重層的に支えるために、子育て関連施設・団体間の連携の強化やワーク・ライフ・バランスが実現される就労環境の充実等、地域社会全体で子育てを支援していくことが重要です。

基本的視点Ⅳ 施策の連携

子ども・子育て支援に関連する、教育や保育、福祉などの様々な分野が協力して、子ども・子育て支援サービスを提供していくことが求められています。

行政の都合で子ども・子育て支援を分断するのではなく、利用者の側に立つ観点から、子ども・子育て支援に関する各施策の連携を図っていくことが重要です。

3 基本目標



基本目標1 子育て支援する地域づくり

- ・子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てできるよう、各種保健サービスの充実や経済的支援を進めていきます。
- ・子育て中の親が地域の人々と自由に交流し、助け合えるような場所や機会を提供するなど、地域全体で子育て支援する体制を構築していきます。



基本目標2 子どもと母親（保護者）の健康づくり

- ・心身の変化が激しく、様々な悩みを抱える妊娠・出産・産後の時期に母親の心身の健康づくりを支えていきます。
- ・健康づくりの出発点である乳幼児期には、適切な生活習慣が身につけられるよう、親子の健康づくりを支援していきます。
- ・子どもが心身ともに著しく成長する学童期から思春期には、友達や親、周囲の人々との関係の中で悩み成長していく子どもの心の成長を支えていける仕組みをつくっていきます。・ライフステージの変化に応じて、保健・医療・福祉・教育などの各分野が連携して総合的な支援に取り組んでいきます。



基本目標3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり

- ・家庭・学校・地域など様々な学習の機会や人々との交流を通じて、子どもの個性を伸ばし、豊かな人間性を育ていけるように教育環境を充実させていきます。
- ・子育て中の親に、子育てに関する知識を伝え、的確な支援ができるような仕組みをつくっていきます。
- ・子どもに乳幼児に接する機会を提供することで、生命尊さや子育ての楽しさを自然に学び、実感できるようにしていきます。



基本目標4 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

- ・男女がともに子育ての責任を担い、ワーク・ライフ・バランスが実現されるよう職場環境の改善を促進していきます。
- ・従来までの働き方や家庭内の役割分担を見直していくよう意識啓発等をしていきます。



基本目標5 子どもの安全を守る生活環境・体制づくり

- ・ユニバーサルデザインの観点を取り入れ、道路や施設の整備・充実を推進していきます。
- ・子どもが安心して伸び伸びと成長できるよう、子育て家庭がゆとりを持った日常生活を営めるように支援していきます。
- ・次代を担う子どもの生命を守るために、交通安全や防犯という視点に立ってまちづくりを見直していきます。
- ・地域の人々と行政、関係機関が一体となって、防犯や交通事故の防止に取りくんでいきます。

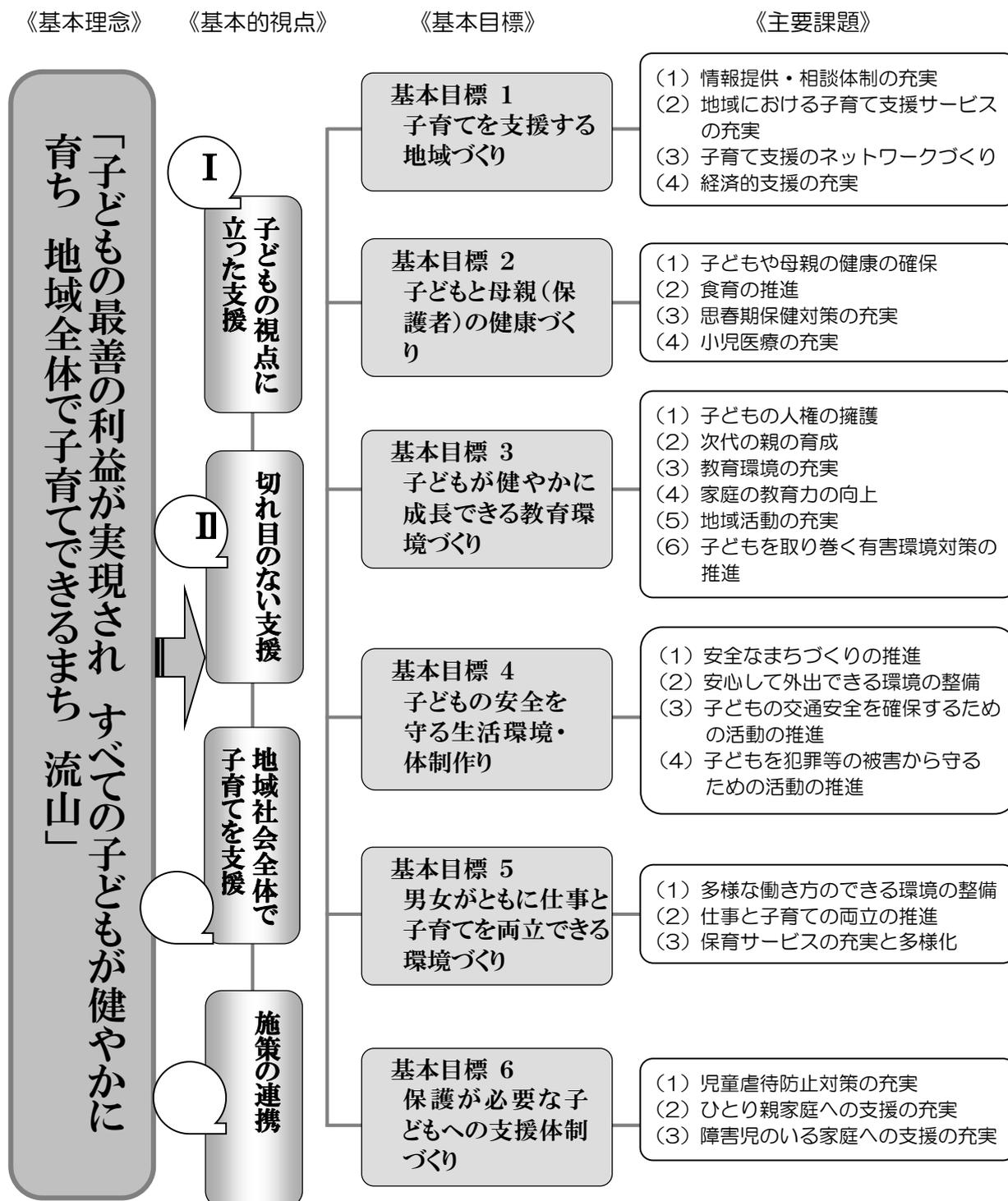


基本目標6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり

- ・ひとり親の家庭や、障がいのある子どもがいる家庭など、それぞれの家庭の実情に合わせて、最も適切な子育てを支援していきます。
- ・子どもの人権擁護という観点に立ち、地域の人々の協力を得ながら、児童相談所などの関係機関と連携し、児童虐待の予防、発見に努めていきます。

4 施策の体系

本計画の基本理念である「子どもの最善の利益が実現されすべての子どもが健やかに育ち地域全体で子育てできるまち 流山」の実現のため、基本目標ごとに関連する施策を以下のとおり体系づけ、総合的な取組を進めます。





事業計画

第5章 事業計画

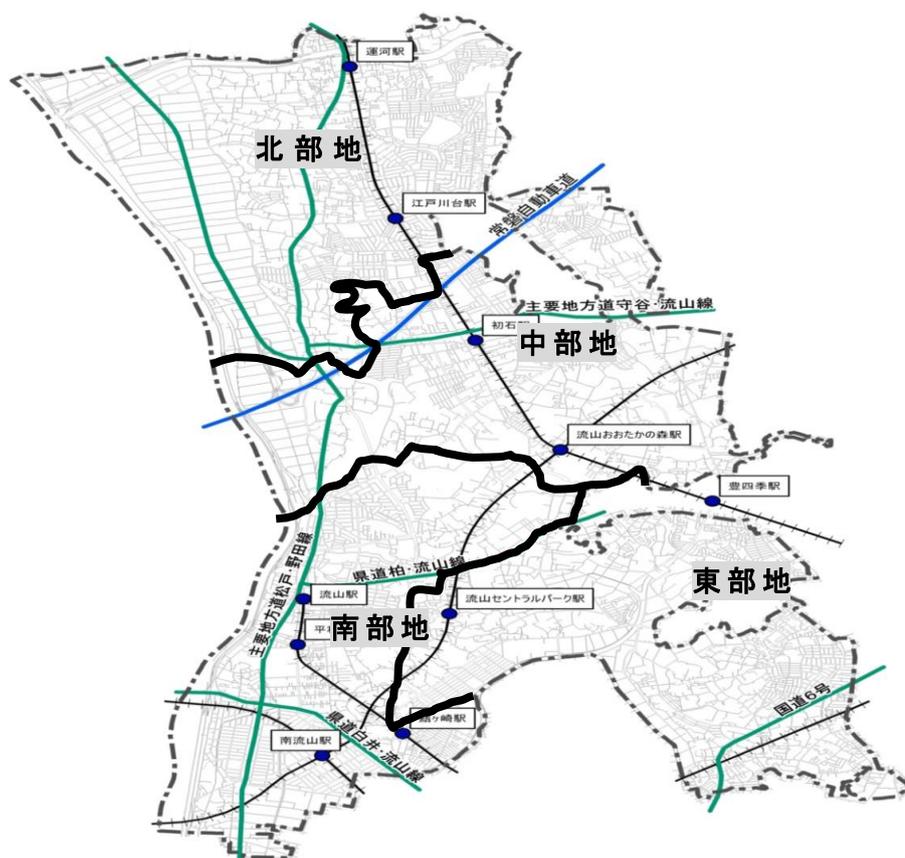
1 事業計画

事業計画は、「教育・保育の量の見込みと確保方策」と「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」、「教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関する事項」、「任意記載事項」により構成します。教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計にあたっては、区域を設定し、区域別の児童の推計値や就学前子どもの保護者を対象者としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性を勘案しながら子ども・子育て会議での審議を踏まえ算定しました。

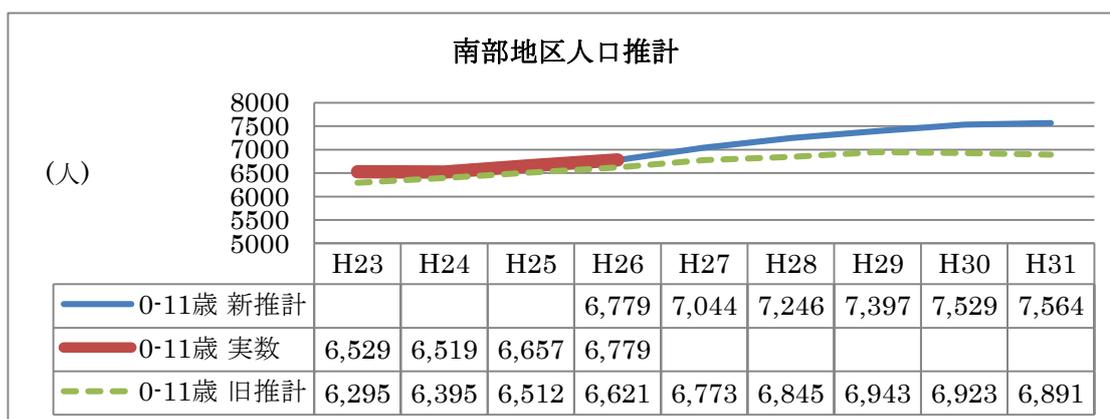
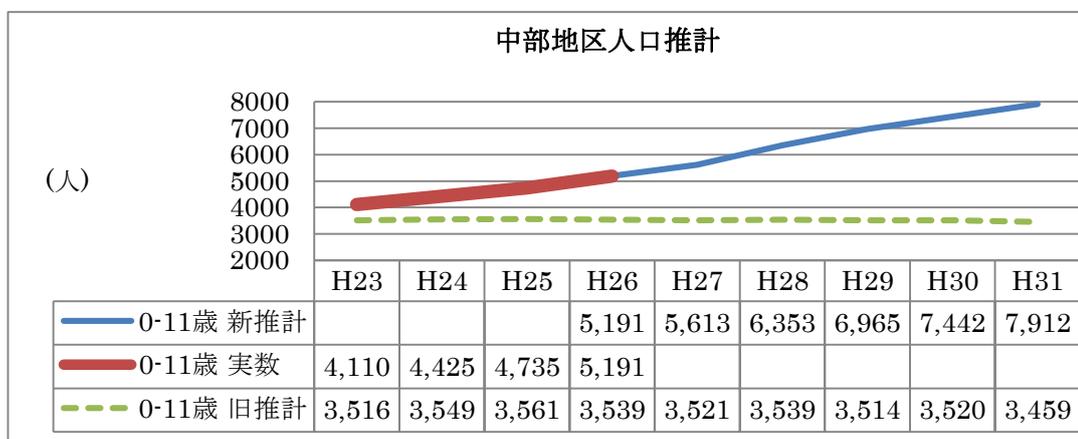
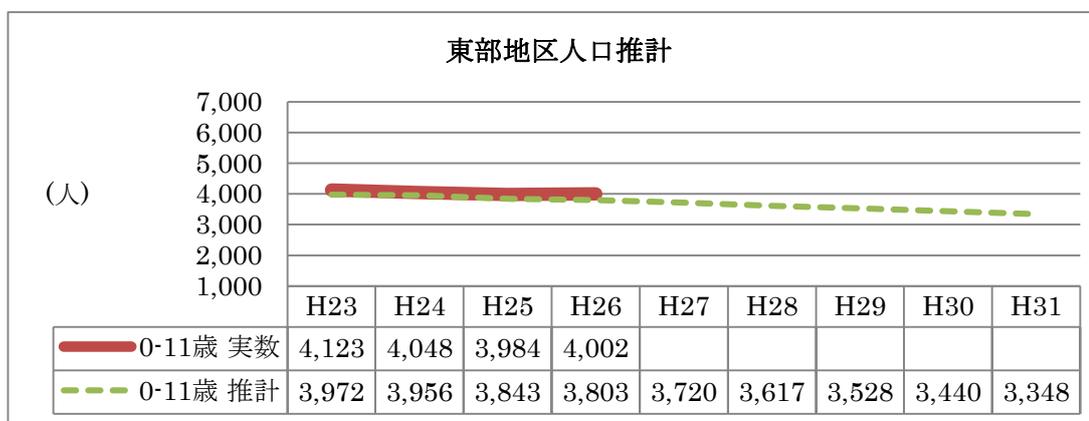
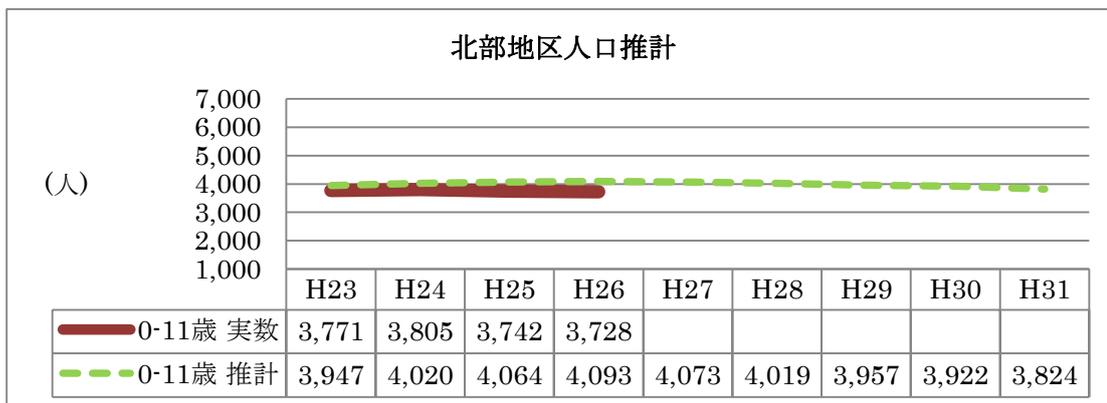
2 区域設定

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、交通事情、その他の条件を総合的に勘案して「教育・保育」及び「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」は、北部地区・中部地区・南部地区・東部地区の4区域で設定します。

それ以外の事業については、市全域の1区域で設定します。



3 区域別の児童の推計値



4 教育・保育の量の見込みと確保方策

■市全域（4区域の合計）

単位：人

区 域	計 画 年 度	利用 者 区 分		① 量 の 見 込 み	②確保方策			②-①
					特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定 地域型 保育事業	
市 全 域	平成 27 年度	1号認定		2,506	60	2,920		△112
		2号認定	学校教育を希望	586				
			上記以外	2,112	2,113			1
		3号認定	0歳児	285	389		0	104
	1・2歳児		1,403	1,215		0	△188	
	平成 28 年度	1号認定		2,304	210	2,920		223
		2号認定	学校教育を希望	603				
			上記以外	2,493	2,503			10
		3号認定	0歳児	349	431		3	85
	1・2歳児		1,673	1,563		16	△94	
	平成 29 年度	1号認定		2,160	300	2,920		398
		2号認定	学校教育を希望	662				
			上記以外	2,731	2,713			△18
		3号認定	0歳児	389	455		6	72
	1・2歳児		1,821	1,749		32	△40	
	平成 30 年度	1号認定		2,061	300	2,920		427
		2号認定	学校教育を希望	732				
			上記以外	2,897	2,803			△94
		3号認定	0歳児	390	464		6	80
	1・2歳児		1,903	1,830		32	△41	
平成 31 年度	1号認定		1,914	300	2,920		499	
	2号認定	学校教育を希望	807					
		上記以外	3,065	2,923			△142	
	3号認定	0歳児	451	476		6	31	
1・2歳児		1,987	1,938		32	△17		

■確保方策の内容

確保方策の内容は、各区域を参照。

■北部地区

単位：人

区域	計画年度	利用者区分	① 量の 見込み	②確保方策			②-①	
				特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定 地域型 保育事業		
北部地区	平成 27 年度	1号認定		598	60	700		65
		2号認定	学校教育を希望	97				
			上記以外	263	255			△8
		3号認定	0歳児	20	33		0	13
			1・2歳児	147	117		0	△30
		平成 28 年度	1号認定		559	60	700	
	2号認定		学校教育を希望	96				
			上記以外	287	255			△32
	3号認定		0歳児	21	33		3	15
			1・2歳児	152	117		16	△19
	平成 29 年度		1号認定		519	60	700	
		2号認定	学校教育を希望	112				
			上記以外	290	255			△35
		3号認定	0歳児	23	33		6	16
			1・2歳児	160	117		32	△11
		平成 30 年度	1号認定		478	60	700	
	2号認定		学校教育を希望	118				
			上記以外	300	255			△45
	3号認定		0歳児	26	33		6	13
			1・2歳児	169	117		32	△20
平成 31 年度	1号認定		426	60	700		202	
	2号認定	学校教育を希望	132					
		上記以外	307	255			△52	
	3号認定	0歳児	29	33		6	10	
		1・2歳児	174	117		32	△25	

■確保方策の内容

1号認定：地区内・市全域・近隣市の幼稚園を利用する。

2号認定：2号認定子どもの総数は保育所の利用定員を上回ると想定しており、幼稚園の預かり保育の充実で対応する。

3号認定：3号認定子どもの総数は保育所の利用定員を上回ると想定しており、小規模保育所の整備等で対応する。

※幼稚園については、施設型給付を受ける幼稚園への移行、預かり保育の充実、認定こども園への移行も促進する。

■中部地区

単位：人

区域	計画年度	利用者区分	① 量の 見込み	②確保方策			②-①	
				特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定 地域型 保育事業		
中部地区	平成 27 年度	1号認定		573	0	200		△503
		2号認定	学校教育を希望	130				
			上記以外	814	885		71	
		3号認定	0歳児	141	189		0	48
			1・2歳児	587	555		0	△32
		平成 28 年度	1号認定		606	150	200	
	2号認定		学校教育を希望	146				
			上記以外	949	1,020		71	
	3号認定		0歳児	163	204		0	41
			1・2歳児	693	675		0	△18
	平成 29 年度		1号認定		627	150	200	
		2号認定	学校教育を希望	181				
			上記以外	1,066	1,095		29	
		3号認定	0歳児	167	213		0	46
			1・2歳児	769	741		0	△28
		平成 30 年度	1号認定		635	150	200	
	2号認定		学校教育を希望	217				
			上記以外	1,173	1,155		△18	
	3号認定		0歳児	163	219		0	56
			1・2歳児	813	795		0	△18
平成 31 年度	1号認定		647	150	200		△526	
	2号認定	学校教育を希望	229					
		上記以外	1,262	1,215		△47		
	3号認定	0歳児	194	225		0	31	
		1・2歳児	845	849		0	4	

■確保方策の内容

1号認定：地区内・市全域・近隣市の幼稚園を利用する。また、認定こども園の整備等
で対応する。

2号認定：2号認定子どものニーズは平成26年度の大規模整備以降も増加が見込まれ
るため、借家型を含めた保育所や認定こども園の整備等で対応する。

3号認定：3号認定子どものニーズは平成26年度の大規模整備以降も増加が見込まれ
るため、借家型を含めた保育所や認定こども園の整備等で対応する。

※2号・3号認定については、隣接する東部地区のニーズを吸収することも想定。

■南部地区

単位：人

区域	計画年度	利用者区分	① 量の 見込み	②確保の内容方策			②-①	
				特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定 地域型 保育事業		
南部地区	平成 27 年度	1号認定	936	0	1,320		157	
		2号認定	学校教育を希望					227
			上記以外	719	702			△17
		3号認定	0歳児	91	125		0	34
			1・2歳児	491	406		0	△85
		平成 28 年度	1号認定	767	0	1,320		320
	2号認定		学校教育を希望	233				
			上記以外	932	957			25
	3号認定		0歳児	128	152		0	24
			1・2歳児	649	634		0	△15
	平成 29 年度		1号認定	679	0	1,320		405
		2号認定	学校教育を希望	236				
			上記以外	1,043	1,047			4
		3号認定	0歳児	158	161		0	3
			1・2歳児	709	715		0	6
		平成 30 年度	1号認定	631	0	1,320		429
	2号認定		学校教育を希望	260				
			上記以外	1,102	1,077			△25
3号認定	0歳児		158	164		0	6	
	1・2歳児		733	742		0	9	
平成 31 年度	1号認定		541	0	1,320		473	
	2号認定	学校教育を希望	306					
		上記以外	1,184	1,137			△47	
	3号認定	0歳児	181	170		0	△11	
		1・2歳児	769	796		0	27	

■確保方策の内容

1号認定：地区内・市全域・近隣市の幼稚園を利用する。

2号認定：2号認定子どものニーズは平成28年度の大規模整備以降も増加が見込まれるため、借家型を含めた保育所や認定こども園の整備等で対応する。

3号認定：3号認定子どものニーズは平成28年度の大規模整備以降も増加が見込まれるため、借家型を含めた保育所や認定こども園の整備等で対応する。

※幼稚園については、施設型給付を受ける幼稚園への移行、預かり保育の充実、認定こども園への移行も促進する。

■東部地区

単位：人

区域	計画年度	利用者区分	① 量の 見込み	②確保方策			②-①	
				特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	特定 地域型 保育事業		
東部地区	平成 27 年度	1号認定	399	0	700		169	
		2号認定	学校教育を希望					132
			上記以外	316	271			△45
		3号認定	0歳児	33	42		0	9
			1・2歳児	178	137		0	△41
		平成 28 年度	1号認定	372	0	700		200
	2号認定		学校教育を希望	128				
			上記以外	325	271			△54
	3号認定		0歳児	37	42		0	5
			1・2歳児	179	137		0	△42
	平成 29 年度		1号認定	335	90	700		322
		2号認定	学校教育を希望	133				
			上記以外	332	316			△16
		3号認定	0歳児	41	48		0	7
			1・2歳児	183	176		0	△7
		平成 30 年度	1号認定	317	90	700		336
	2号認定		学校教育を希望	137				
			上記以外	322	316			△6
3号認定	0歳児		43	48		0	5	
	1・2歳児		188	176		0	△12	
平成 31 年度	1号認定		300	90	700		350	
	2号認定	学校教育を希望	140					
		上記以外	312	316			4	
	3号認定	0歳児	47	48		0	1	
		1・2歳児	199	176		0	△23	

■確保方策の内容

1号認定：地区内・市全域・近隣市の幼稚園を利用する。また、認定こども園の整備等
で対応する。

2号認定：認定こども園の整備等で対応する。

3号認定：認定こども園の整備等で対応する。

※幼稚園については、施設型給付を受ける幼稚園への移行、預かり保育の充実、認定
こども園への移行も促進する。

※2号・3号認定については、隣接する中部地区を利用することも想定。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

① 事業の概要

(1) 事業の概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
(2) 提供区域の設定	北部地区・中部地区・南部地区・東部地区（4区域）
(3) 確保方策の内容	<p>○施設整備の単位は条例が定める「支援の単位40人」を1単位とする。</p> <p>【北部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度の施設環境で対応する。 ・新川小学校区は、計画と実際のニーズを検証し、施設整備を検討する。 <p>【中部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおたかの森地域の整備を緊急に行う。 ・西初石小学校区・八木北小学校区は、各1単位相当分の整備を行う。 ・施設整備は、公設民営型の学童クラブだけではなく、民設民営型の学童クラブも検討する。 <p>【南部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南流山地域の整備を緊急に行う。 ・流山小学校区・流山北小学校区は、計画と実際のニーズを検証し、施設整備を検討する。 ・施設整備は、公設民営型の学童クラブだけではなく、民設民営型の学童クラブも検討する。 <p>【東部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に2単位相当分の整備を行う。 ・実際のニーズが計画ニーズを上回った場合は、計画と実際のニーズを検証し、施設整備を検討する。
(4) 事業担当課	保育課

② 量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域 (合計)	①量の見込み	1,299	1,628	1,843	1,997	2,252
	②確保方策	1,138	1,498	1,938	2,138	2,338
	②-①	△161	△130	95	141	86
北部	①量の見込み	315	333	344	340	354
	②確保方策	375	375	375	375	375
	②-①	60	42	31	35	21
中部	①量の見込み	321	474	586	678	822
	②確保方策	255	415	575	695	815
	②-①	△66	△59	△11	17	△7
南部	①量の見込み	431	567	653	712	790
	②確保方策	280	480	680	760	840
	②-①	△151	△87	27	48	50
東部	①量の見込み	232	254	260	267	286
	②確保方策	225	225	305	305	305
	②-①	△7	△29	45	38	19

(2) 延長保育事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	新規開設園においても延長保育を実施する。
(4) 事業担当課	保育課

② 量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	2,369	2,617	2,865	3,113	3,349
	②確保方策	2,492	2,914	3,136	3,216	3,296

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ（宿泊））

① 事業の概要

(1) 事業の概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に泊りがけで入所させ、必要な保護を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	現在の提供体制を維持する。
(4) 事業担当課	子ども家庭課

② 量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	319	334	341	344	344
	②確保方策	365	365	365	365	365

(4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

① 事業の概要

(1) 事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、助言その他の援助を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の考え方	量の見込みに対応する施設数
(4) 事業担当課	子ども家庭課

② 量の見込み・確保方策

単位：人日／年

：か所

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	91,356	96,456	97,551	96,864	95,208
	②確保方策	15	15	15	15	15

(5) 一時預かり事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	幼稚園の預かり保育実施を推進する。 ファミリー・サポート・センターの実施施設数を増設する。 ショートステイ、トワイライトステイについては、現在の提供体制を継続する。
(4) 事業担当課	子ども家庭課・保育課

② 量の見込み・確保方策

■ 一時預かり事業（幼稚園在園児対象型）

単位：人日／年

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
市全域	①量の見込み	1号認定の利用	13,796	14,333	14,757	15,137	15,402
		2号認定の利用	65,967	68,535	70,562	72,380	73,646
	②確保方策	31,480	31,480	31,480	31,480	31,480	

■ 一時預かり事業（ファミリー・サポート・センター（就学前）、一時保育、ショートステイ（日帰り）、トワイライトステイ）

単位：人日／年

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
市全域	①量の見込み	10,448	11,102	11,149	10,924	10,579	
	②確保方策	ファミリー・サポート・センター	3,383	3,519	3,604	3,808	3,944
		一時保育	25,250	25,250	25,250	25,250	25,250
		ショートステイ、トワイライトステイ	365	365	365	365	365

(6) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

① 事業の概要

(1) 事業の概要	病児について病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	現在の提供体制を確保するとともに、病児保育事業の実施を検討する。
(4) 事業担当課	保育課

② 量の見込み・確保方策

単位：人日／年

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	536	561	573	578	579
	②確保方策	1,200	1,200	2,400	2,400	2,400

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

① 事業の概要

(1) 事業の概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	提供会員の確保を推進する。 利便性の向上のため、実施施設を増設する。
(4) 事業担当課	子ども家庭課

② 量の見込み・確保方策

単位：人日／年

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	2,464	2,563	2,666	2,773	2,884
	②確保方策	2,431	2,533	2,686	2,737	2,856

(8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

① 事業の概要

(1) 事業の概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	量の見込み（訪問数）に対応する実施体制。
(4) 事業担当課	健康増進課（流山市保健センター）

②量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	1,647	1,751	1,748	1,717	1,676
	②確保方策	実施体制：個人委託助産師及び保健師7名 非常勤助産師及び保健師7～9名 実施機関：健康増進課（流山市保健センター）				

(9) 養育支援訪問事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	量の見込み（延べ訪問数）に対応する実施体制。
(4) 事業担当課	健康増進課（流山市保健センター）

②量の見込み・確保方策

単位：人

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	87	98	100	100	100
	②確保方策	【育児家事援助部分】 実施体制：3～4人 実施機関：健康増進課（流山市保健センター） 子ども家庭課（委託にて実施） 【専門的相談支援部分】 実施体制：4～5人 実施機関：健康増進課（流山市保健センター）				

(10) 妊婦健康診査

① 事業の概要

(1) 事業の概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	量の見込み（健診回数）に対応する実施体制。 ※1人あたりの健診回数は14回で算定。
(4) 事業担当課	健康増進課（流山市保健センター）

② 量の見込み・確保方策

単位：回

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	23,800	25,200	25,200	24,500	24,080
	②確保方策	実施場所：全国医療機関 実施体制：医療機関との委託契約 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目 実施時期：通年実施				

(11) 利用者支援事業（子育て支援総合窓口事業）

① 事業の概要

(1) 事業の概要	<p>子どもや保護者が、幼稚園や保育所、認定こども園等の施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、情報の収集・提供を行い、必要に応じて相談・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行う。</p> <p>利用者の個別ニーズに応じた子育て支援サービスに結びつけられるように、相談機能を有する総合窓口を設置する。</p>
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	平成27年度に1か所設置を予定。
(4) 事業担当課	子ども家庭課

② 量の見込み・確保方策

単位：か所

区 域	項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	—
(4) 事業担当課	

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 事業の概要

(1) 事業の概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。
(2) 提供区域の設定	市全域（1区域）
(3) 確保方策の内容	—
(4) 事業担当課	

6 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できることから、今後ニーズが高まることが考えられます。

新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくするなど、普及が図られています。

流山市においても、幼稚園・保育所からの認定こども園への移行や、新設の認定こども園の整備など普及を推進していきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するには、保護者のみならず幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援を推進していきます。

(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

すべての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

安心して子どもを産み育てられるように、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのためには子ども・子育て支援に関わる者同士の密接な連携が重要になります。

特に、満3歳未満の子供を保育する地域型保育事業について、満3歳以降も継続して質の高い教育・保育が受けられるように、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携を推進します。

また、幼・保・小の交流や連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実や、小学校への円滑な接続を図ります。

7 任意記載事項

(1) 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

子育て支援総合窓口（利用者支援事業）の設置や、子育て情報の提供により、利用者のニーズに応じた子育て支援に結び付けられるよう努めます。

本計画では就学前の子どもの保護者に対するニーズ調査の結果を踏まえて、教育・保育の量の見込み及び確保方策を定めています。この量の見込み及び確保方策を基に特定教育・保育施設等を計画的に整備することで、産前・産後休業、育児休業明けに特定教育・保育施設等が利用できるような環境を整えていきます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

県が行う施策との連携を図り、流山市の実情に応じて、次に掲げる施策を推進していきます。（各施策の詳細は第6章施策の展開「6. 保護が必要な子どもへの支援体制づくり」を参照）

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ③障害児施策の充実等

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

①仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現のために、労働条件の向上や育児休業制度の普及などについて広報、啓発を行うなどの支援を推進していきます。

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

延長保育や学童クラブなどの様々な保育サービスの充実を図るなど、多様な就労形態に対応した子育て支援を推進していきます。

男女が協力して子育てを行い、男女ともに仕事と子育ての両立ができるように、男性の子育てへの参加を推進していきます。

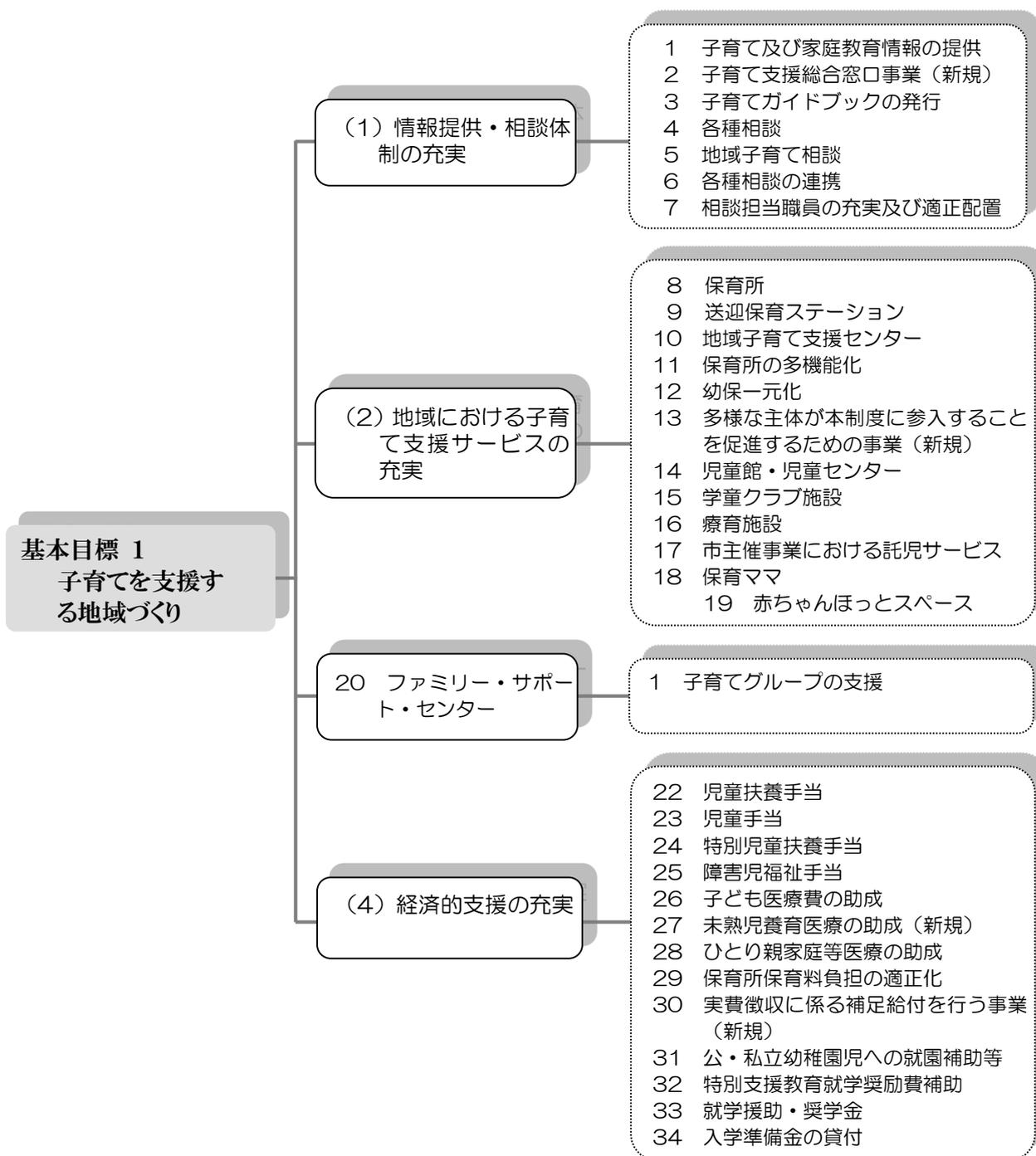


施策の展開

第6章 施策の展開

施策の展開は、「次世代育成支援行動計画（後期計画）」の事業評価結果や、ニーズ調査・パブリックコメントなどの意見を実現させるための事業体系です。なお、計画期間中には、新たな事業も実施し、当該計画の実現を目指します。

1 子育てを支援する地域づくり



(1) 情報提供・相談体制の充実

【現状と課題】

近年では、核家族化や少子化の進行、地域の関わりとの希薄化により、子育てに関する知識が継承されにくくなっています。そのため、孤立し子育てに不安を抱えている親が増加しています。

ニーズ調査やワークショップでも子育てに関する分かりやすい情報提供や気軽に相談できる場所を望む声が多くあがっています。

今後は、市民にとって利用しやすい情報の提供や相談体制を充実することが課題となってきます。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
1	子育て及び家庭教育情報の提供	<p>■子育てに関する各種情報・講座・教室の案内等の情報を、広報や情報誌、ホームページ等での確に提供するように努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まなびの森」をホームページで公開 ・児童センター活動パンフレット ・ホームページの活用 ・子育て支援団体のパンフレットの活用 ・保育所案内 ・子育て広報紙「ひだまりぼかぼか」(月刊)発行 <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も子育て支援情報の提供を行い、分かりやすく使いやすい情報提供に努めます。(子ども家庭課) ・引き続き的確な情報提供に努めます。また、若い親が情報ツールとすることが多い、携帯電話のインターネット機能を駆使した情報発信などを視野に、さまざまなメディアを使って、よりの確かつ迅速に子育て情報を提供します。(公民館) ・子育て情報を含む生涯学習情報の情報提供を随時受け付け発信できるよう情報の拡充に努めます。(生涯学習課) ・今後も市民にとって、分かりやすく使いやすい子育て情報の提供に努めます。(保育課) 	<p>子ども家庭課</p> <p>公民館</p> <p>生涯学習課</p> <p>保育課</p>
2	子育て支援総合窓口事業(新規)	<p>■子どもや保護者が、幼稚園や保育所、認定こども園等の施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、情報の収集・提供を行い、必要に応じて相談・助言をするとともに、関係機関との連絡調整を行います。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度に新設することから、各関係機関との連携や情報収集を行い、市民のニーズに応じた子育て支援メニューを提供することに努めます。 	子ども家庭課
3	子育てガイドブックの発行	<p>■子育てに関係する様々な情報を提供し、子育て家庭を支援するため、「子育てガイドブック」を発行します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して最新の子育て情報の提供に努めるべく、毎年度「子育てガイドブック」を作成します。 	子ども家庭課

事業名		事業内容	担当課
4	各種相談	<p>■育児相談、児童相談、教育相談など、各種相談事業を充実させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談 ・ことばの相談 ・教育相談 ・療育相談 ・スクールカウンセラーの配置 ・子育てサロンにおける相談 	<p>子ども 家庭課</p> <p>公民館</p>
		<p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して事業を実施します。特に、近年急増している児童虐待に関する相談を通じて、関係機関と連携を図りながらその防止に努めます。(子ども家庭課) ・生涯学習専門員、助産師、保健師など、専門家の参加促進や異世代交流の場の提供などを通して、より気軽に相談できるシステムの構築に努めます。(公民館) ・継続して支援が必要なケースもあり、相談件数も増加傾向のため、今後も継続して相談体制の充実に努めます。(指導課) ・障害の早期発見、早期支援に努めるため、療育相談事業を継続します。(障害者支援課) 	<p>指導課</p> <p>障害者 支援課</p>
5	地域子育て相談	<p>■親たちが子育ての悩みなどを気軽に相談できるよう、地域子育て支援センターを核として、保育所等を有効に活用し、相談体制の充実に努めます。</p>	<p>子ども 家庭課</p>
		<p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て相談を継続し保護者の育児に関する不安の軽減に努めます。(子ども家庭課) ・公立保育所、私立保育園に限らず使いやすい相談窓口の充実に努めます。 	<p>保育課</p>
6	各種相談の連携	<p>■各種相談窓口と保健所、児童相談所、民生・児童委員、地域子育て支援センターや保育所、学童保育所など関係機関等との連携の強化を図ります。また、関係機関によるケース検討会議を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケース検討部会(定例会、臨時検討会議) 	<p>子ども 家庭課</p> <p>障害者 支援課</p>
		<p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童に対する支援は、今後ますます重要性が増すことが考えられるため、引き続き連絡会議を開催し、各種相談の連携に努めます。(子ども家庭課) ・児童発達支援センターでは関係機関等との協力により児童の支援方針を決定するなど、今後も事業を継続します。(障害者支援課) ・今後も療育支援会議など、対象児への支援と相談体制づくりに努めます。また、それ以外の相談においても、関係部署と連携を取りながら、必要に応じ今後も検討会を開催していきます。(健康増進課) ・今後も、公立保育所所長会議や民間保育所協議会を活用して情報を共有し、緊急時に速やかに対応ができるよう関係機関との連携を強化します。 	<p>健康増 進課</p> <p>保育課</p>

事業名		事業内容	担当課
7	相談担当職員の充実及び適正配置	<input checked="" type="checkbox"/> 親たちの子育て相談に的確に対応できるよう、相談担当職員の知識・能力の向上を図るとともに、職員の適正配置に努めます	子ども家庭課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> 各種相談に対する即応体制を確保し的確なニーズ対応を図るため、事業を継続します。(子ども家庭課) 医師などの専門家による療育相談を行い、相談支援専門職員によりサービス利用計画等を作成し、事業を実施していきます。(障害者支援課) 今後も事業を継続し、職員だけでなく臨時職員も含めた相談担当者の知識及び能力の向上に努めます。(健康増進課) 研修等を活用し、保育士の資質向上に努めます。(保育課) 	障害者支援課 健康増進課 保育課

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加等により、保育サービスや学童クラブなどの子育て支援に関するニーズが高まっています。

また、ニーズ調査では、地域子育て支援センターや児童センター・児童館といった子どもや親が集まる場所の拡充を求める意見も多くありました。

全ての子育て家庭を社会全体で支援していくために、利用者のニーズを踏まえた多様な子育て支援サービスの充実が求められています。

【具体的事業】

■ 事業内容

□ 今後の方向性

事業名		事業内容	担当課
8	保育所	<input checked="" type="checkbox"/> 保育需要は、おおたかの森地区及び南流山地区の開発の状況を踏まえ増加を続けることから、待機児童解消のため、保育所の適正な配置に努めます。	保育課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> おおたかの森地区や南流山地区の整備を進めるとともに、将来の保育需要が減少することも想定し、高齢者施設等他の施設への転換も念頭に置き、施設整備を進めます。 	
9	送迎保育ステーション	<input checked="" type="checkbox"/> おおたかの森駅と南流山駅に設置された送迎保育ステーションで園児を預かり、市内の保育所まで送迎することにより、保育所利用者の利便性の向上を図ります。	保育課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> 本事業は待機児童解消策の手法の1つであり、保育所整備をおおたかの森地区及び南流山地区に展開していることから、今後の事業の実施方法については検討していきます。 	
10	地域子育て支援センター	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て家庭を総合的に支援する地域子育て支援センターを充実します。	子ども家庭課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> 今後もサービスの充実を図ります。また、子育て支援センターの職員研修を継続し、職員の質の向上に努めます。 	

事業名		事業内容	担当課
11	保育所の多機能化	<p>■身近な場所で子育てに関する相談や育児講座、子育て中の親の交流などを行う拠点として、園開放の回数を増やす等、保育所等の多機能化を推進します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も園解放等を推進し、ニーズに応じた保育サービスの充実に努めます。 	保育課
12	幼保一元化	<p>■幼稚園と保育所の内容接近化が求められる中、幼保一元化施設の設置を進めていきます。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育と保育の両方のニーズに対応できるよう認定こども園の推進に努めます。(子ども家庭課) ・幼児教育研究室を設置し引き続き、今後も国の動向を見ながら、幼少関連教育、幼保一元化等の研究を進めています。(指導課) ・教育と保育の両方のニーズに対応できるよう、今後の子育て支援を向上させる施策として、積極的に幼保連携型認定こども園の整備を進めます。(保育課) 	子ども家庭課 指導課 保育課
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)	<p>■特定教育・保育施設等民間事業者の参入、多様な事業者の能力を活用した設置・運営を促します。</p> <p>□他市の状況を勘案しながら、事業の実施に努めます。</p>	
14	児童館・児童センター	<p>■地域における子どもの健康の増進と情操を育むため、児童館・児童センターを設置しています。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の拠点として、幼児活動、相談事業、遊びの指導に努めます。 	子ども家庭課
15	学童クラブ施設	<p>■放課後の留守家庭の児童の健全な育成を図るため、学童クラブの充実を図ります。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童需要が大幅に増加する中で、安全な保育が提供できる環境を整備していきます。 	保育課
16	療育施設	<p>■障害のある児童の自立支援のため、児童発達支援センターの充実を図ります。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターとして、今後も施設の充実に努めます。 	障害者支援課
17	市主催事業における託児サービス	<p>■乳幼児のいる親が、各種講座等、市の主催する事業へ参加できるよう、主催場所において、一時保育等の託児サービスを推進します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き安全な託児を心がけ、子育て中の保護者が安心して講座へ参加できるよう努めます。(公民館) ・保育ボランティアの派遣を通して、市の主催事業への参加を支援します。(子ども家庭課) 	公民館 子ども家庭課
18	保育ママ	<p>■両親の就労等で保育に欠け、かつ、保育所に入所できない3歳未満児を、市が認定した保育者(保育ママ)が居宅で保育します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新制度における位置付けが明確になったことから、今後、おたかの森地区及び南流山地区に保育所整備を進めていることから、それ以外の地区での保育者の確保に努めます。 	保育課

事業名		事業内容	担当課
19	赤ちゃんほっとスペース	<input checked="" type="checkbox"/> 安心して赤ちゃんと外出できるよう、オムツ替えや授乳等が気軽にできる場所（施設）を提供するため、保育所や児童館・児童センターなどの公共施設を中心に「赤ちゃんほっとスペース」を設置します。また、「赤ちゃんほっとスペース」以外の施設でも子ども連れの親に配慮した施設整備を進めます。	保育課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・子ども連れの親が気兼ねなく外出できるよう、今後も市内各施設への設置や設置についての周知を促進します。	

(3) 子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】

地域のつながりの希薄化し、子育ての不安や悩み等の相談ができずや、育て家庭の孤立化によって、子育て家庭の育児の負担が重くなっています。

ニーズ調査では、子育てに関する主な親族協力者等の状況について、就学前の子ども及び小学生で「いずれもない」と回答した人が1割以上いる結果となりました。

安心して子育てができるために、地域の子育て中の親同士が交流できる場や、NPO等との協働による子どもの預かりなどの子育て支援を充実していくことが求められています。

【具体的事業】

■ 事業内容

□ 今後の方向性

事業名		事業内容	担当課
20	ファミリー・サポート・センター	<input checked="" type="checkbox"/> 仕事と育児の両立のため、育児を必要とする市民が、育児を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリー・サポート・センター事業を推進します。	子ども家庭課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・仕事と家庭の両立支援に関する援助を推進するため、今後も継続して、事業の推進に努めます。	
21	子育てグループの支援	<input checked="" type="checkbox"/> 地域子育て支援センターや身近な児童館、児童センターなどを利用し、子育てグループの支援の強化に努めます。	子ども家庭課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・今後も乳幼児グループの活動を支援し、親同士の交流を促進します。	

(4) 経済的支援の充実

【現状と課題】

少子化の進行の原因のひとつとして、経済的な理由が挙げられます。子どもが生まれてから社会人になるまでにかかる教育費等の子育て費用が大きな不安になっています。

ヒアリング調査でもひとり親家庭等の医療費助成や児童手当などの拡充といった経済的な支援の充実を求める声がありました。

多くの家庭が安心して子どもを産み育てていけるよう、子育て世帯の経済的負担を軽減することが課題となっています。

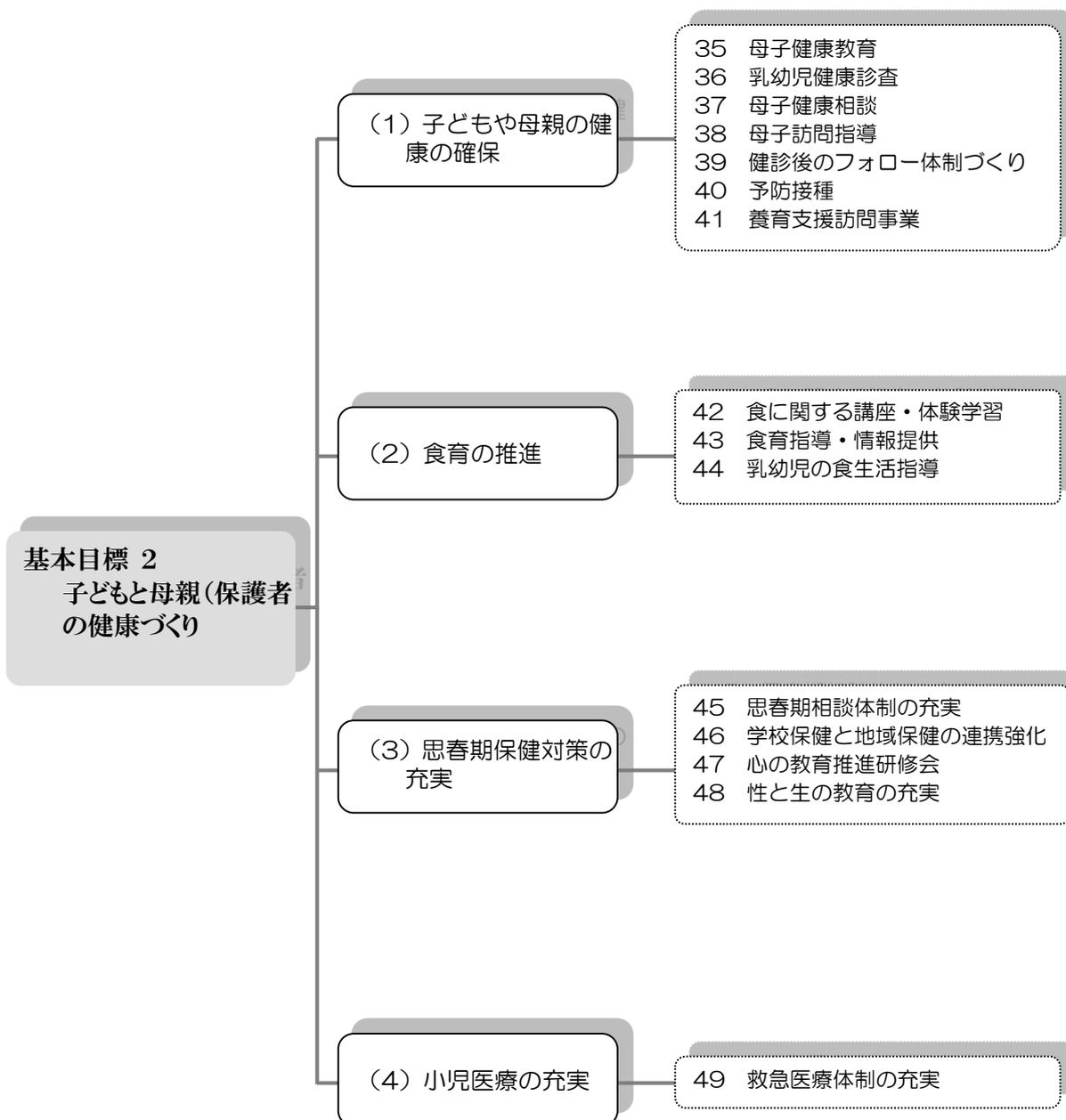
- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
22	児童扶養手当	■離婚、死亡等により、父と生計が同じでない18歳までの児童（18歳を迎えた最初の3月31日までの児童）を養育している方の生活の安定と自立を促進するため、当該家庭に支給します。 □今後の方向性 ・引き続き手当の支給を行います。	子ども家庭課
23	児童手当	■家庭生活の安定と児童の健全な育成を図るため、中学校3年生までの児童を養育している方に支給します。 □今後の方向性 ・引き続き手当の支給を行います。	子ども家庭課
24	特別児童扶養手当	■20歳未満の心身に障害のある児童を監護している親、あるいは養育者に支給します。 □今後の方向性 ・引き続き手当の支給を行います。	障害者支援課
25	障害児福祉手当	■20歳未満で心身に重度の障害があり、障害の程度が基準を満たす児童に支給します。 □今後の方向性 ・引き続き手当の支給を行います。	障害者支援課
26	子ども医療費の助成	■中学校3年生までの子どもが病気などで保険診療を受けた場合、その医療費の一部を助成します。 □今後の方向性 ・今後も中学生までの通院・入院に対する医療費の助成を継続します。なお、自己負担金の無料化については、県補助金の拡大など市の財政状況等を勘案し検討します。	子ども家庭課
27	未熟児養育医療の助成（新規）	■乳児及び保護者の保健衛生の向上を図るため、入院養育が必要な未熟児に対して医療給付を行います。 □今後の方向性 ・引き続き事業を実施し、未熟児及びその家庭を支援します。（子ども家庭課）（健康増進課）	子ども家庭課
			健康増進課
28	ひとり親家庭等の医療費の助成	■18歳までの児童（18歳を迎えた最初の3月31日までの児童）を養育する母子、父子家庭等及びその児童が、医療費の保険給付を受けた場合、その自己負担額の一部を助成します。 □今後の方向性 ・今後も本事業を継続して実施します。本事業の現物給付化については、市単独ではなく、子ども医療費助成制度と同様県下市町村と歩調を合わせて実施することを前提に検討します。	子ども家庭課

事業名		事業内容	担当課
29	保育所保育料負担の適正化	<p>■適正な負担となるよう、低所得世帯等に配慮した、保育料の適正化を図ります。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から国は、保育料基準を所得税額から市民税所得割額に変更することから、保護者の負担増とならぬよう検討します。 	保育課
		<p>■保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。</p> <p>□他市の状況を勘案しながら、利用者の負担軽減に努めていきます。</p>	
30	実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）	<p>■3、4、5歳児を幼稚園に通園させている保護者に対し、就園奨励費・園児補助金を支給します。また、授業料等減免措置を行います。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も引き続き保護者の負担軽減を図るため、助成措置を継続します。なお、園児補助金については、他団体の状況等を踏まえながら額の改定を検討します。（子ども家庭課） 今後も事業の継続を図り、生活保護世帯、市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯又は、小学校3年生以下の児童もしくは、2人以上の園児がいる世帯については、授業料等の減免措置を行います。（学校教育課） 	子ども家庭課 学校教育課
		<p>■特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学奨励事業を行います。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も事業の継続を図り、特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者（申請に係る世帯の所得状況に応じて支給制限あり）の経済的負担を軽減するため、特別支援学級への就学のために必要な経費について、その経費の一部を助成します。 	
31	公・私立幼稚園児への就園補助等	<p>■経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者への援助を行います。</p> <p>高等学校等に在学する生徒で、学費の支払いが困難な生徒に奨学金の給付を行います。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 国における「高等学校等就学支援金」制度が行われているため、今後については、検討していきます。（教育総務課） 今後も事業の継続を図り、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、流山市就学援助規則に則り、学用品費や給食費などの援助を行います。（学校教育課） 	教育総務課 学校教育課
		<p>■高等学校等に入学を希望する保護者に、無利子で貸付します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も入学準備金の貸付について、市のホームページや広報紙により情報提供に努めるとともに、入学準備金の調達が困難な保護者に対し、教育の機会均等を図ります。 	
32	特別支援教育就学奨励費補助	<p>■高等学校等に入学を希望する保護者に、無利子で貸付します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も入学準備金の貸付について、市のホームページや広報紙により情報提供に努めるとともに、入学準備金の調達が困難な保護者に対し、教育の機会均等を図ります。 	学校教育課
		<p>■高等学校等に入学を希望する保護者に、無利子で貸付します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も入学準備金の貸付について、市のホームページや広報紙により情報提供に努めるとともに、入学準備金の調達が困難な保護者に対し、教育の機会均等を図ります。 	
33	就学援助・奨学金	<p>■高等学校等に入学を希望する保護者に、無利子で貸付します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も入学準備金の貸付について、市のホームページや広報紙により情報提供に努めるとともに、入学準備金の調達が困難な保護者に対し、教育の機会均等を図ります。 	教育総務課 学校教育課
		<p>■高等学校等に入学を希望する保護者に、無利子で貸付します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も入学準備金の貸付について、市のホームページや広報紙により情報提供に努めるとともに、入学準備金の調達が困難な保護者に対し、教育の機会均等を図ります。 	
34	入学準備金の貸付	<p>■高等学校等に入学を希望する保護者に、無利子で貸付します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も入学準備金の貸付について、市のホームページや広報紙により情報提供に努めるとともに、入学準備金の調達が困難な保護者に対し、教育の機会均等を図ります。 	教育総務課
		<p>■高等学校等に入学を希望する保護者に、無利子で貸付します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も入学準備金の貸付について、市のホームページや広報紙により情報提供に努めるとともに、入学準備金の調達が困難な保護者に対し、教育の機会均等を図ります。 	

2 子どもと母親の健康づくり



(1) 子どもや母親の健康の確保

【現状と課題】

全ての子育て家庭が安心して子どもを産み育てるためには、子どもや母親の健康の確保が重要であり、妊娠や出産期、乳幼児期までの健康診査や訪問指導が重要です。

また、女性にとって短期間に大きな心身の変化が起こる妊娠や出産期は、不安が大きいため、両親学級や育児に関する助言などで精神的な負担を軽減することも大切です。今後も子どもや母親に対する相談体制や支援体制を充実させる必要があります。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
35	母子健康教育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊産婦、乳幼児の健康の保持増進の支援を行います。また、「命の大切さ」をテーマとした思春期教育を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦一般健康診査 ・ハローベビー（両親学級） □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続し、妊娠期からの知識の普及や、安全安心な出産と育児のための支援及び、父親の育児参加を促進する事業の実施に努めます。 妊娠期から関わりをもつことで、必要な方への継続的な支援を図るとともに、出産後は、乳幼児に食生活や歯科などに関する事業を実施し、母子への支援を行っていきます。 	健康増進課
36	乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ■ 定期健康診査により、疾病や発達異常の早期発見と予防に努めます。また、子育て情報の提供により、子育て中の親の孤立化を防ぎます。 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児一般健康診査（3～6か月児、9～11か月児） ・3か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査 □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続し、異常の早期発見、子育て情報の提供に努めます。また、各乳幼児健康診査の未受診者に対する訪問等により、把握した情報について、各関係機関との共有と連携を図っていきます。 	健康増進課
37	母子健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ■ 育児、栄養、運動、歯等、健康なライフスタイルの確立と母子への支援を図るため、いつでも気軽に相談できる体制づくりに努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・育児相談 ・健康相談 □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続し、疾病や発達障害の早期発見及び情報の提供を含めた子育て支援に努めます。また、各乳幼児健康診査の未受診者に対する訪問等により、把握した情報について、各関係機関との共有と連携を図っていきます。 	健康増進課
38	母子訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> ■ 訪問指導によって、妊娠、出産、育児の不安の解消を図り、健康の保持、増進に努めます。特に、若年及び高齢妊産婦への支援を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦、新生児訪問指導 ・乳幼児訪問指導 □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も訪問指導により、健康の保持や育児不安等の解消を図り、支援の必要な対象者を早期に把握し、養育支援家庭 	健康増進課

事業名		事業内容	担当課
		訪問事業等、他の事業と連携をとりながら継続的支援に努めます。	
39	健診後のフォロー体制づくり	<p>■発達等、心配のある乳幼児への専門的アドバイスと、適切な対応を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達・健康・心理相談 ・幼児グループ指導 ・乳幼児ケース検討 <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、各乳幼児健康診査・おやこ相談・幼児グループ等の場で関係職種と情報共有し、支援を要する対象児に対し、適切な時期に支援を行います。 	健康増進課
40	予防接種	<p>■予防接種による疾病予防の啓発普及に努めるとともに、接種率の向上に努めます。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続し、未接種者への個別通知など効果的な接種勧奨に努め、接種率を確保します。 	健康増進課
41	養育支援訪問事業	<p>■産後間もない時期におけるヘルパーの派遣について、PRを充実させ、利用者の拡大を図ります。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続しますが、支援体制の見直しを関係機関と行い、事業の充実を図ります。(健康増進課) ・引き続きホームヘルプサービスを行う事業所の紹介を行います。(子ども家庭課) 	健康増進課 子ども家庭課

(2) 食育の推進

【現状と課題】

近年、家族構成やライフスタイルの多様化が進み、私たちの食生活をめぐる環境も変化してきています。健康的な生活を送るためには、乳幼児期から食習慣を身につけ、食に関する正しい知識を得ることが大切です。

今後も食に関する情報や食生活の定着を図る機会を提供していくことが求められています。

【具体的事業】

- 事業内容
- 今後の方向性

事業名		事業内容	担当課
42	食に関する講座・体験学習	<p>■生涯にわたる健康の維持・増進のため、適切な食生活の習慣を身につけられるよう、各種の講座や教室の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親と子の食生活共同体験学習の開催 ・親と子の食セミナーの開催 ・親子クッキング、給食参観 ・健康づくり推進委員の活動の支援 <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元で作られる野菜などの食材を活かした食育体験等、地場産業の振興と健康づくりを兼ねた講座の展開に努めます。(公民館) ・今後も事業を継続し、ハローベイビー(両親学級)や、親子クッキングを通して、栄養についての知識の普及や、食育の充実を図ります。また、今後も健康づくり推進員の活動を支援していきます。(健康増進課) ・今後も給食参観を通して、保護者に給食を体験する機会を設けます。(保育課) 	公民館 健康増進課 保育課
43	食育指導・情報提供	<p>■保育所、学校など様々な場や機会を通して、子どもが望ましい食習慣を身につけ、心身の健やかな発達ができるよう、食に関する教育を推進します。また、食に関する教育や情報の提供について、保健センター、保育所、学校等関係機関の連携を強化し、総合的な取組を推進します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も市関係機関と連携し、望ましい食生活が送れるよう事業の推進に努めます。(健康増進課) ・引き続き事業を実施します。(学校教育課) ・保育所にて自家栽培した野菜や地産地消の提供の野菜を増やし、食育の推進を図ります。(保育課) 	健康増進課 学校教育課 保育課
44	乳幼児の食生活指導	<p>■乳幼児が適切な食習慣を身につけるとともに、むし歯を予防するため、保護者を対象にして、離乳食の進め方や、調理実習、歯磨きの指導などを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もぐもぐ教室(離乳食初期) ・カムカムキッズ(離乳食後期) ・むし歯予防教室 ・乳幼児健診の場を通じた情報提供 <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業を継続をし、保護者に対し、分かり易い指導内容やその実施体制づくりに努めます。 	健康増進課

事業名		事業内容	担当課
45	栄養相談・ 栄養指導	<input checked="" type="checkbox"/> 乳幼児健診や乳幼児相談において、栄養士による相談及び乳幼児の家庭での食事を通じた健康づくりを支援します。	健康増進課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・今後も事業を継続し、健康的な食習慣を身につけ心身の健やかな発達ができるよう、支援に努めます。(健康増進課) ・アレルギー等の乳幼児に対し、個別相談を行い、適切な給食を提供するなど、事業の継続に努めます。(保育課)	保育課

(3) 思春期保健対策の充実

【現状と課題】

思春期は子どもから大人へと身体的・精神的に成長していく過程です。そのため、精神的な悩みを抱える子どもが多く、子どもに対する相談・支援体制を充実させていくことが求められています。

今後も相談窓口の周知や学校をはじめとした関係機関との連携を強化していくことが重要です。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
46	思春期相談体制の充実	<input checked="" type="checkbox"/> 学童期、思春期における悩みや性の問題について、電話相談の実施など相談体制の充実を図ります。	子ども家庭課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・引き続き学童期や思春期における悩みの解決に向けての取り組みを継続します。(子ども家庭課) ・「76 青少年相談」を継続します。(生涯学習課) ・今後も継続して相談体制の充実に努めます。(指導課) ・今後も事業の継続をはかり、思春期の相談活動の充実に努めます。松戸健康福祉センターの思春期相談事業の積極的活用も図ります。(学校教育課) ・今後も相談体制を維持し、松戸健康福祉センターと連携を取り、思春期相談についての情報を提供します。(健康増進課)	生涯学習課 指導課 学校教育課 健康増進課
47	学校保健と地域保健の連携強化	<input checked="" type="checkbox"/> 学校保健や地域保健等の情報の共有化及び一元化を図る会議を開催します。 ・思春期心と体の健康づくり連絡会議 ・学校保健の研修会	学校教育課 健康増進課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・今後も生活習慣病のみならず、薬物乱用、喫煙防止、飲酒防止、体の発育に関する指導において、各関係機関との連携をはかり、充実に努めます。(学校教育課) ・今後も事業を継続し、学校が実施する保健活動に積極的に協力し、アンケート結果を踏まえた事業内容の充実に努めます。(健康増進課)	
48	性と生の教育の充実	<input checked="" type="checkbox"/> 性犯罪防止や性感染症について正しく知り、自分を大切に、健康に生きるための学習を、保護者を対象に講座を開催します。	公民館
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・生命の大切さ、性の大切さを訴え、自分の心も身体も、そして他者も大切に人権意識の啓発などを目標に、学校、家庭との連携に努めます。	

(4) 小児医療の充実

【現状と課題】

乳幼児期は急病やケガ・事故などが起こりやすい時期です。安心して子育てをするためには、小児救急医療体制が不可欠です。

ヒアリング調査でも「救急医療の情報がわかりづらい」「休日夜間救急の充実」「近隣市との医療連携」などの声がありました。

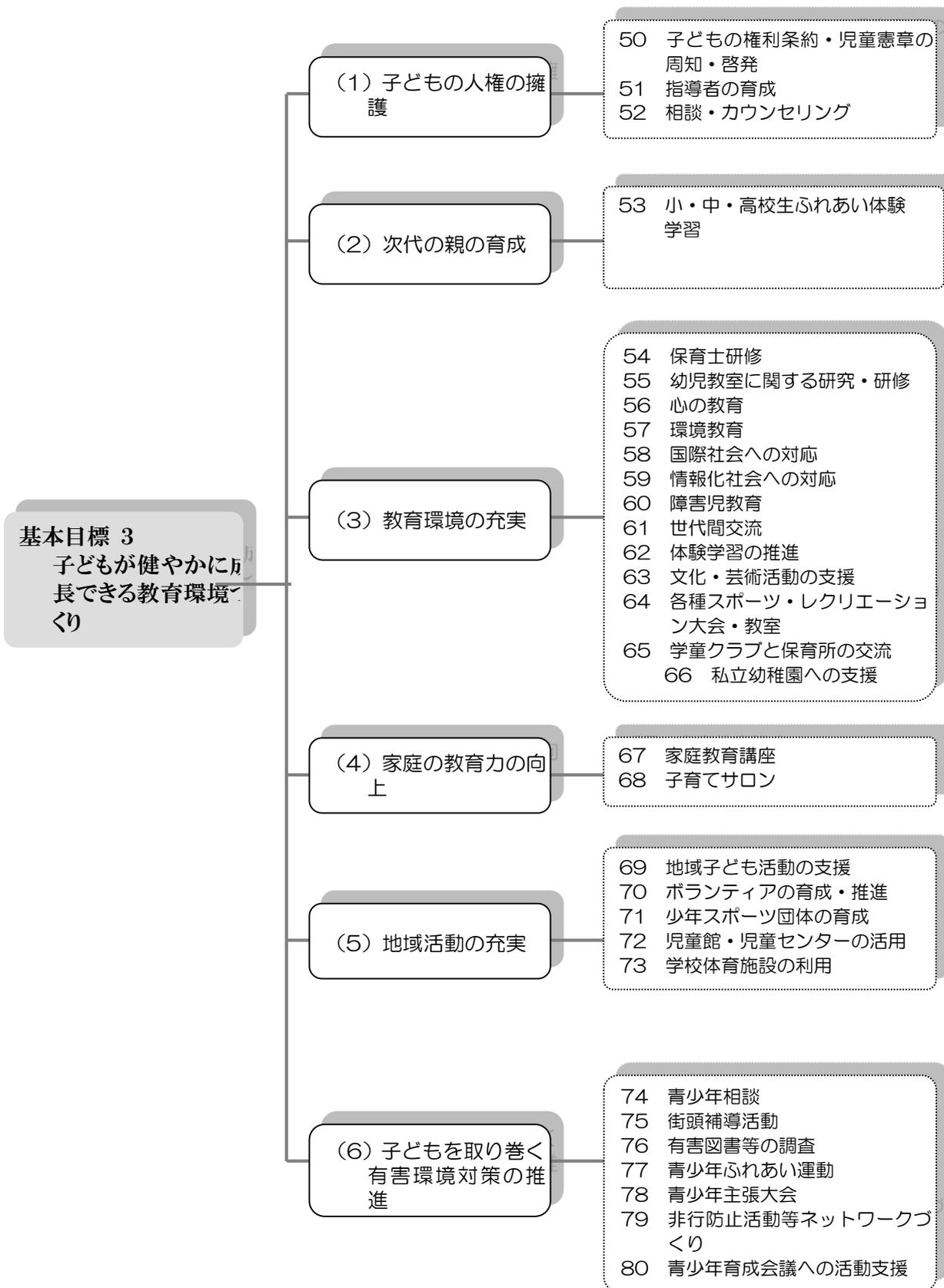
今後も小児救急医療について、県や近隣の市町村及び関係機関との連携の下に、積極的に取り組むことが課題となります。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
49	救急医療体制の充実	<input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との協議による小児救急を含めた初期医療体制を充実整備していきます。	健康増進課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・今後も継続して救急患者の受け入れ先の確保に努めます。	

3 子どもが健やかに成長できる教育環境づくり



(1) 子どもの人権の擁護

【現状と課題】

近年、子どもに対するいじめや虐待が年々増加しています。

全ての子どもの権利が保障され、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つ街として、児童の権利に関する理念の普及や啓発活動の促進と相談体制の充実が求められています。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
50	こどもの権利条約・児童憲章の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童の個性と権利を尊重するという考え方を社会に普及、定着させるため、児童の権利に関する理念の普及、啓発に努めます。 ・パンフレットの発行 	子ども家庭課 指導課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 ・引き続き、所管の刊行物に記事を掲載し、子どもの権利条約や児童憲章の理念の普及に努めます。(子ども家庭課) ・人権週間等で意識を高めるだけでなく、子どもの権利や人権意識の定着のため今後も周知・啓発に努めます。(指導課) ・児童の個性と権利を尊重するという考え方を普及、定着させるため、今後も周知、啓発に努めます。(障害者支援課) 	障害者支援課
51	指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの権利の尊重の理念を定着するため、指導者の研修・研究会を通じて指導者を育成します。 	指導課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 ・人権に関する研修を更に進めるため、また、教職員・保護者等の人権意識の高揚を図るためにも、指導者の育成に積極的に努めます。 	
52	相談・カウンセリング	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童・生徒・保護者がいろいろな問題について気軽に相談したり、カウンセリングが受けられるよう、相談事業の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。 ・スクールカウンセラーの配置 ・家庭児童相談 ・母子自立支援員 ・母子家庭相談 ・小学校への巡回教育相談 ・いじめホットライン 	子ども家庭課 指導課 生涯学習課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 ・引き続き、関係機関と連携を図りながら相談者の不安や悩みの解消に努めます。(子ども家庭課) ・今後も継続して相談体制の充実を図ります。(指導課) ・「76 青少年相談」を継続します。(生涯学習課) 	

(2) 次代の親の育成

【現状と課題】

現在の少子化社会の背景には、女性の高学歴化や就業率の上昇等による晩婚化や、仕事と家庭の両立を支援する社会制度の不備等も考えられます、結婚して家庭を築き、そして子どもを産み育てることに対する価値観が国民の間で共有されていないことも、大きな要因として考えられています。

そのため、子育て中の親はもちろんのこと、これから親となる人たちに子どもを産み育てることの意義や、子育てに必要な知識を広めることが必要です。

また、中高生など将来親となる世代に対して、子どもとふれあう機会の提供等を通じて子育ての大切さなどを教えていくことも、必要になっていきます。

保育所、幼稚園、学校と連携し、次代の親の育成の取組みを推進することが求められています。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
53	小・中学生職場体験学習	■「職場体験学習」の体験先として、乳幼児と小・中学生がふれあう機会を設けます。 ・地域の保育所等での受け入れ依頼	指導課
		□今後の方向性 ・児童生徒の体験先として、今後も継続して受け入れを依頼していきます。	

(3) 教育環境の充実

【現状と課題】

子どもが自ら学び、考え、主体的に行動するための「生きる力」を高めるためには、確かな学力を育むことはもちろんのこと、子ども一人ひとりの個性と可能性を伸ばす教育の実践や、その教育環境の整備・充実が重要です。

地域と学校、幼稚園、保育所、その他子育て関連施設とが連携・協力し、子どもたちに様々な体験をする機会を提供し、心身ともに健やかに成長するための環境づくりが必要です。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
54	保育士研修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育に関する新しい課題に応じた保育内容や保育手法に関する研修や勉強会を実施します。 	保育課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 ・ 行政視察研修等を活用し、今後も保育士の質の向上に努めます。 	
55	幼児教育に関する研究・研修	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼児教育の目的に応じた適切な指導及び幼児期から心の教育が行われるよう、その研究・研修活動の支援の一層の充実を図ります。 	指導課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 ・ 質の高い幼児教育が望まれているため、幼児教育の目的に応じた適切な指導が行われるよう、その研究・研修活動の支援の一層の充実を図ります。 	
56	心の教育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生命を大切にし、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心を育てる教育の充実を進めます。 	指導課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 ・ 子どもの豊かな心を育む上で道徳の授業はその要として位置づけられ、道徳の教科化も進んでいます。その中で、教員の授業力の向上は重要課題であり、より充実した研修にしていきます。 	
57	環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内各校に学校ビオトープ※を作り、社会・理科など教科学習と関連、発展させながら、「総合的学習の時間」を活用し、身近な問題から発展した環境教育の充実に努めます。 	指導課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 ・ 身近な自然のビオトープを通して学ぶ環境教育は今後も必要です。今後、ビオトープの維持管理について学校間の情報交換に努めます。 	

事業名		事業内容	担当課
58	国際社会への対応	<p>■市独自に小学校英語活動指導員を導入し、国際理解教育の充実を図ります。また、流山市国際理解教育サポートセンターを設立し、その活用を図ります。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル化に対応した英語教育を進めるために、流山市独自のプログラムを作成し、平成26年度より全小学校で実施しています。その支援として小学校英語指導員の存在は必要不可欠です。また、外国籍の児童生徒が増えており、現在17名の児童生徒に日本語指導を行っており、今後も継続して実施します。 	指導課
		<p>■各教室でインターネット等が利用できるよう、校内LANの整備を進めるとともに、ICTを活用した施策の充実に努めます。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後予想されるICTの進展に対応するため、新しい機器の調査研究に努め、更なる環境の充実に努めます。また同時にネットモラルに係わる指導も適切に行います。 	指導課
60	障害児教育	<p>■障害のある児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、交流教育を積極的に進めるとともに、障害の程度に応じた教育環境の充実に努めます。また、各学校に特別支援教室を設置し、個別指導の充実を図るとともに、特別支援学校や福祉施設との交流を拡大します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童生徒一人ひとりの個性や能力を一層伸ばせるよう、交流教育を積極的に進めます。また、市のカウンセラーや関係機関と連携しながら障害の程度や本人・保護者の願いに沿った就学相談を行い、フォローをしっかりと進めます。 	指導課
		<p>■子どもたちと高齢者の交流を図るため、保育所での運動会、児童館・児童センターでの伝承遊びなどの各種行事を実施し、また、地区社協等民間活力との連携により、高齢者と子どもたちとの交流の場の拡大を図ります。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も地区社会福祉協議会主催の敬老会や昔遊びの会等を通じた子どもたちと高齢者の交流の場を拡充するよう側面からの支援に努めます。(高齢者生きがい推進課) ・核家族化が進む中、世代間交流及び地域交流を行うことにより、世代間の隔たりをなくし、子育ての良き理解者を増やすことに努めます。(保育課) 	高齢者 生きがい 推進課 保育課
62	体験学習の推進	<p>■福祉や環境問題などについて、実際の体験を通じて学習するため、ボランティア活動や野外活動等を実施します。また、市民参画による企画運営を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館子ども教室 ・チャレンジキャンプ ・本物体験学習 ・親子体験講座 <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後もできる限り、数多くの体験学習の場を設定し、児童生徒の感性を磨き、情操面を養うことに努めます。(指導課) ・高校や大学、NPO法人など地域の教育資源を活かし、親子で、家族で、達成感が得られるような体験学習の場の創出に努めます。(公民館) ・今後も「見る博物館から参加する博物館」をコンセプトとし、企画展や子ども教室等の学習内容について検討を行い、事業の推進に努めます。(図書・博物館) 	指導課 公民館 図書・ 博物館

事業名		事業内容	担当課
63	文化・芸術活動の支援	<p>■子どもたちの文化・芸術活動を活性化するため、活動成果を発表する場の提供に努めます。また、NPO団体等との協働も含め、幅広い事業展開を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジュニアコンサート ・人形劇 ・各種講座、大会、鑑賞会 ・青少年自主学习グループ発表会 <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元の文化諸団体の発表の場として、さらに、全国や世界で活躍されているアーティストを招へいし、芸術文化に触れることができる場として、ホールの活性化に努めます。(公民館) ・伝統文化の継承も含め、子どもの文化・芸能活動の機会と場を拡充します。(生涯学習課) ・今後も乳幼児とその保護者や児童を対象とした行事についてのニーズを捉え、内容をより充実させながら継続して事業を実施します。(図書・博物館) 	公民館 生涯学習課 図書・博物館
64	各種スポーツ・レクリエーション大会・教室	<p>■子どもの健康の維持・増進を図るため、各種の大会や教室を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども軽スポーツ行事 ・コミュニティスポーツフェスティバル ・コミュニティスポーツのつどい <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの仲間作りや体力増進を図るために、各種スポーツ活動(大会)、レクリエーション活動等の実施に努めます。(子ども家庭課) ・指導者の講習会については今後も継続していきます。(生涯学習課) 	子ども家庭課 生涯学習課
65	学童クラブと保育所の交流	<p>■学童保育所と保育所の交流を活発にし、保育内容を共通理解した上での交流を図ります。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所から小学校進学に伴う学童クラブへの円滑な移行を図るため、必要な情報交換を行います。 	保育課
66	私立幼稚園への支援	<p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育及び未就学児親子教室に対する支援を検討します。また、児童虐待や子どもに関わる事件、事故等の諸問題に対応するため、私立幼稚園と関係機関との連携を図るための環境整備に努めます。(子ども家庭課) ・今後も引き続き流山私立幼稚園協会との連携を深めていきます。(学校教育課) 	子ども家庭課 学校教育課

(4) 家庭の教育力の向上

【現状と課題】

家庭教育は、子どもが基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たすものです。しかしながら、近年、都市化、核家族化、少子化、地域におけるつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されており、社会全体での支援の必要性が高まっています。

家庭の教育力を高めるためには、子育てに関する学習機会や情報の提供、地域活動や行事の充実、相談や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取り組みを、関係機関で連携して進める必要があります。

今後は、子育てに関する知識や技術を得る機会を積極的に提供するなど、家庭の教育力を充実させていくことが課題といえます。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
67	家庭教育講座	■親が子どもの発達段階に応じた家庭教育の方法を身につけられるよう、専門の講師による講座等を開催します。さらに、企画運営への市民の参加を推進します。 ・乳幼児期の家庭教育講座	公民館
		□今後の方向性 ・学校、家庭、地域の三者が連携を密にして、子どもが安心して健やかに育つことができるよう、さまざまな角度から家庭教育を考えるための事業展開を推進します。	
68	子育てサロン	■乳幼児期の子どもを持つ方の交流の場を提供します。保育ボランティア、地域ボランティア等の協力により展開します。 ・双子や三つ子のための「さくらんぼくらぶ」を実施 ・子育てサロンの実施	公民館
		□今後の方向性 ・保育ボランティアやおもちゃ修理ボランティアなど、さまざまなボランティア養成講座の開催、人形劇団や音楽家などのコラボレーションを模索するなど、子育てサロンの充実に努めます。	

(5) 地域活動の充実

【現状と課題】

子育ては、家庭の中のみで行うものではなく、社会全体で子育て家庭を支えるなど地域の子育て支援の必要性が高まっています。

今後も地域の人々や関係機関等の協力によって、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツクラブ活動の促進、スポーツ指導者の育成等により、地域の教育力を向上させていくことが重要です。

【具体的事業】

- 事業内容
- 今後の方向性

事業名		事業内容	担当課
69	地域子ども活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種団体等の活動を通して、子ども同士や子どもと地域の人々の交流が図れるよう、各種の活動に対し積極的な支援に努めます。 ・房総かるた会 ・チャレンジキャンプ ・オセロ大会 ・そば作り 	生涯学習課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 ・引き続き、青少年健全育成団体(青少年育成会議、青少年相談員連絡協議会、子ども会育成連絡協議会、ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会)が行う活動を支援します。 	
70	ボランティアの育成・推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域社会において、児童健全育成の分野で活動するボランティアの養成・育成及び推進を図ります。 	生涯学習課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 ・「71 地域子ども活動の支援」の中で努めます。(生涯学習課) ・今後も継続して幅広い世代との交流機会や体験できるイベントの提供に努めます。(コミュニティ課) 	コミュニティ課
71	少年スポーツ団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どものスポーツを通じた体力の向上と仲間づくりのため、団体の育成を図ります。 ・少年野球連盟 ・少年サッカー連盟 ・スポーツ少年団 	生涯学習課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 ・補助は継続して実施し、内容について検討します。 	
72	児童館・児童センターの活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域社会の中で、インクルージョン*の考え方を取り入れ、異年齢間の遊びや仲間づくりのための居場所、遊び場の拠点としての活用に努めます 	子ども家庭課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 ・地域における子育て支援の拠点として、仲間作りや事業の充実に努めます。 	
73	学校体育施設の利用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの地域活動の場として、校庭、体育館等、学校施設の開放を進めていきます。 	生涯学習課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 ・今後も事業を継続します。 	

(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現状と課題】

子どもを取り巻く有害環境が深刻化してきており、地域の有害環境への対処を求める声が高まってきています。

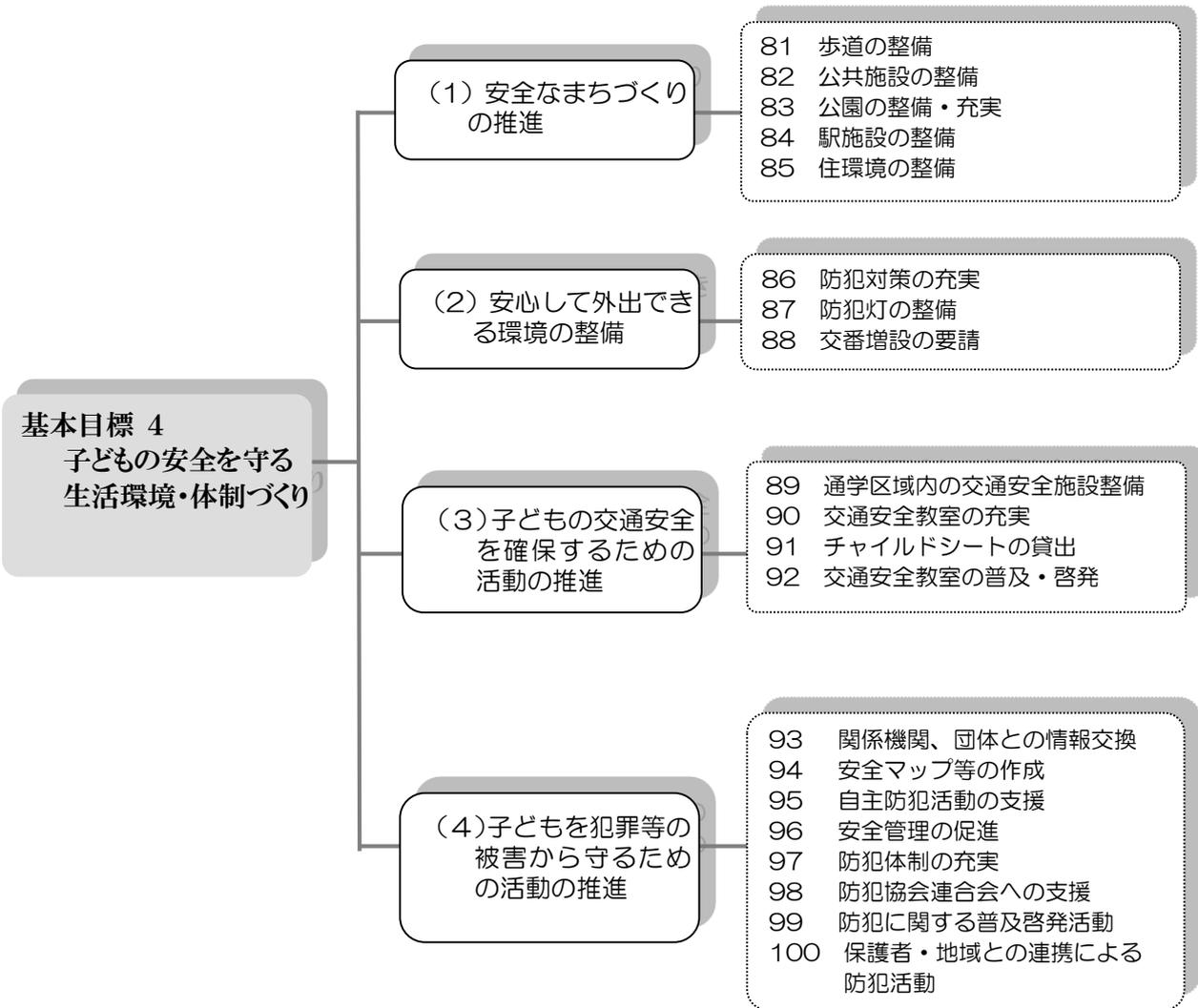
今後も子どもたちの心と体の調和の取れた人間形成を図るため、学校や関係機関、ボランティア等の地域住民と連携・協力をしていくことが求められています。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
74	青少年相談	■ 専門相談員による青少年とその家庭の相談業務を行います。また、関係機関との連携を進めます。	生涯学習課
		□ 今後の方向性 ・相談者の相談内容が複雑化、深刻化しつつある中で、関係機関との連携を十分にとり、相談者の立場に立って業務を進めます。	
75	街頭補導活動	■ 街頭補導活動等による問題行動の早期発見及び未然防止に努めます。	生涯学習課
		□ 今後の方向性 ・青少年の取り巻く社会環境が複雑化している中で、地域の見守りを多くすることによって、地域で子ども達を育てる意識を高める為、引き続き街頭補導の充実に努めます。	
76	有害図書等の調査	■ コンビニエンスストア等の店舗で有害図書等の状況を確認します。その状況に応じて改善依頼を行うとともに、県条例に違反している場合は、関係機関に指導を依頼します。	生涯学習課
		□ 今後の方向性 ・青少年の取り巻く社会環境を良くするために、多くの市民とともに社会環境浄化活動を更に充実させます。	
77	青少年ふれあい運動	■ 地域において、関係機関と連携を図り、青少年の健全育成と非行防止のため、広報・啓発、協力要請、情報収集、集会等の活動を通して、青少年社会環境浄化に取り組みます。	生涯学習課
		□ 今後の方向性 ・青少年ふれあい運動を更に充実させます。	
78	青少年主張大会	■ 青少年が日頃考えている抱負や意見、発表等を市民に訴えることで、理解と関心を深めます。	生涯学習課
		□ 今後の方向性 ・一般市民の参加を増やし、青少年に対する理解を深める機会を作ります。	
79	非行防止活動等ネットワークづくり	■ 学校警察連絡協議会において、小、中、高及び関係機関との連携、情報交換を行います。	生涯学習課
		□ 今後の方向性 ・学校警察連絡協議会を活用し、非行防止のための情報交換を行い、非行防止等のネットワークづくりを更に進めます。	
80	青少年育成会議への活動支援	■ 青少年育成会議による様々な活動の支援に努めます。 ・青少年健全育成推進大会 ・体験教室	生涯学習課
		□ 今後の方向性 ・引き続き、青少年への理解と健全育成の機運を高めるため、青少年育成会議の活動を支援します。	

4 安全で安心な生活環境づくり



(1) 安全なまちづくりの推進

【現状と課題】

道路や公園等の公共施設については、これまでも子どもや高齢者にやさしい環境整備を進めているところですが、ヒアリング調査でも一層の整備を求める声があがっています。

今後も、子どもとその家族が安心して生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立って、市内の生活環境を見直していく必要があります。

【具体的事業】

- 事業内容
- 今後の方向性

事業名		事業内容	担当課
81	歩道の整備	■子どもや高齢者など、すべての歩行者の安全性向上のため、歩道の拡幅や段差解消、点字ブロックの敷設などの整備をします。 ・あんしん歩行エリア整備事業（江戸川台東地区） ・バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業	道路建設課
		□今後の方向性 ・歩道付きの市道は、限定されるため各事業年度において工事該当箇所があれば適切に対応していきます。	
82	公共施設の整備	■既存の公共施設については、子どもをはじめすべての市民が安全で利用しやすいよう整備に努めます。また、新たに公共施設を建設する際には、ユニバーサルデザインの観点から建設を推進します。	関係各課
		□今後の方向性 ・今後も全ての市民にとって安全で安心な施設整備に努めます。	
83	公園の整備・充実	■子どもが遊びを通して、健やかに成長できるよう、防犯面にも配慮した公園等の遊び場の整備・充実を図ります。	みどりの課
		□今後の方向性 ・市民が安全で快適に施設を利用できるように公園・緑地、街路樹、市民の森等の草刈り、清掃、樹木の剪定及び遊具の安全点検等を実施すると共に施設の更新を行い公園施設の整備・充実を図ります。	
84	駅施設の整備	■「交通バリアフリー基本構想」に基づき、公共交通事業者と連携して、駅施設のバリアフリー化を推進します。	都市計画課
		□今後の方向性 ・引き続き市内の駅施設について、バリアフリーによる利便性の向上を検討します。	
85	住環境の整備	■良好な住環境の維持、形成を図るため、地区計画や建築協定など、住民主体によるまちづくりを推進します。	都市計画課 建築住宅課
		□今後の方向性 ・引き続き「まちづくり相談員制度」を活用しながら、良質で魅力的な街づくりを推進します。（都市計画課） ・引き続き、建築協定の締結に向けて協議を行っていきます。（建築住宅課）	

(2) 安心して外出できる環境の整備

【現状と課題】

近年、子どもを狙った犯罪が多発し、犯罪等の防止という観点に立って道路、公園等の公共施設を整備する必要性が高まっています。

ヒアリング調査の結果からも、街灯のない道路や公園が多くあることを心配する声もありました。

子どもが安心して外出できるようなまちづくりを進めるため、犯罪等の防止に配慮した環境づくりを進めていくことが重要です。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
86	防犯対策の充実	■防犯灯の整備や支援、防犯の広報啓発に努めます。	コミュニティ課
		□今後の方向性 ・今後も警察や関係機関と連携し、犯罪抑止に努めるとともに、安心メールを活用して犯罪情報の発信を行い、被害の未然防止に努めます。(コミュニティ課)	
87	防犯灯の整備	■自治会等の設置した防犯灯の費用と管理費を補助します。 ・防犯灯の設置補助(1/2) ・維持管理費(電気料40Wまで全額市負担)	コミュニティ課
		□今後の方向性 ・現状防犯灯の維持管理を行っている自治会の負担軽減を図るとともに、防犯灯のLED化を推進し、路上の安全確保に努めます。	
88	交番増設の要請	■交番の増設をあらゆる機会を通じ、関係機関に要請します。	コミュニティ課
		□今後の方向性 ・交番の増設については、必要に応じ要望を行います。	

(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】

交通環境の変化をはじめ、交通マナーの低下やルール違反などにより、交通事故は後を絶たず、交通弱者である多くの子どもが犠牲になっています。

子どもを交通事故から守るためには、家庭、学校、地域、警察等関係機関・団体の連携・協力のもと、子ども一人ひとりが交通ルールを知り、守るための交通安全教育に力を入れるなど、交通安全意識の高揚や交通マナー、モラルの向上に努める必要があります。

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、児童館・児童センター、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが課題です。

■ 事業内容
□ 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
89	通学区域内の交通安全施設整備	<p>■通学路における危険箇所の改善や安全施設の設置等、交通安全対策に努めます</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 通学路の緊急合同点検の実施した結果に基づき通学路の危険箇所について安全対策を毎年実施しています。今後は、平成26年度に策定した流山市通学路交通安全対策プログラムに基づき関係機関との連携をさらに図り、交通安全対策に努めていきます。(道路管理課) 平成25年に国からの「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」の依頼通知を踏まえて、「通学路交通安全対策プログラム」を策定し、平成26年度からプログラムに則り、合同点検の実施、対策案の作成、対策案を講ずるよう関係機関へ要請し、通学路の安全対策に取り組みます。(学校教育課) 	道路管理課 学校教育課
		<p>■幼稚園・保育所(園)、小学校等において交通安全教室を開催し、交通事故防止に努めます。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続きNPO法人等に事業委託をすると共に、流山警察署等の関係機関と連携し交通安全教室を開催し事故の防止に努めていきます。 	道路管理課
91	チャイルドシートの貸出	<p>■チャイルドシート・ジュニアシートを無料貸出し、車両乗車中の交通事故による被害の軽減に寄与します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続きNPO法人等へ事業委託する事により、利用者に対して貸し出しの利便性の向上に努めるとともに、乳幼児等の安全の確保に努めます。 	道路管理課
		<p>■市内小中学校を対象として、交通安全ポスター募集事業を展開することにより、交通安全意識の向上を図ります。また、新1年生を対象に、ランドセルカバーを配布する等、普及・啓発に努めます。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 年4回開催されている交通安全運動期間における啓発活動の更なる充実を図ると共に、引き続き新一年生を対象としたランドセルカバーの配布等を行い普及・啓発に努めていきます。 	道路管理課
92	交通安全教室の普及・啓発	<p>■市内小中学校を対象として、交通安全ポスター募集事業を展開することにより、交通安全意識の向上を図ります。また、新1年生を対象に、ランドセルカバーを配布する等、普及・啓発に努めます。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 年4回開催されている交通安全運動期間における啓発活動の更なる充実を図ると共に、引き続き新一年生を対象としたランドセルカバーの配布等を行い普及・啓発に努めていきます。 	道路管理課

(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

近年、社会環境や市民のライフスタイル、価値観等が変化し、これまで地域社会が持っていた犯罪抑止機能が低下しているといわれています。

特に、子どもが被害者となる犯罪については、不審者による殺傷、連れ去り、痴漢やストーカー行為など、全国的に事件が発生し、大きな社会問題となっています。

市民の間でも、市民一人ひとりが安全で安心な生活を送れる都市環境を求める声が高くなっており、ヒアリング結果からも行政に対する要望として「防犯・地域の安全」という声が多くあげられています。

子どもの防犯意識を高め、対処法を身につけるとともに、地域の人々と、警察、行政、事業者等が一体となって、地域全体で子どもの安全に取り組んでいくことが課題です。

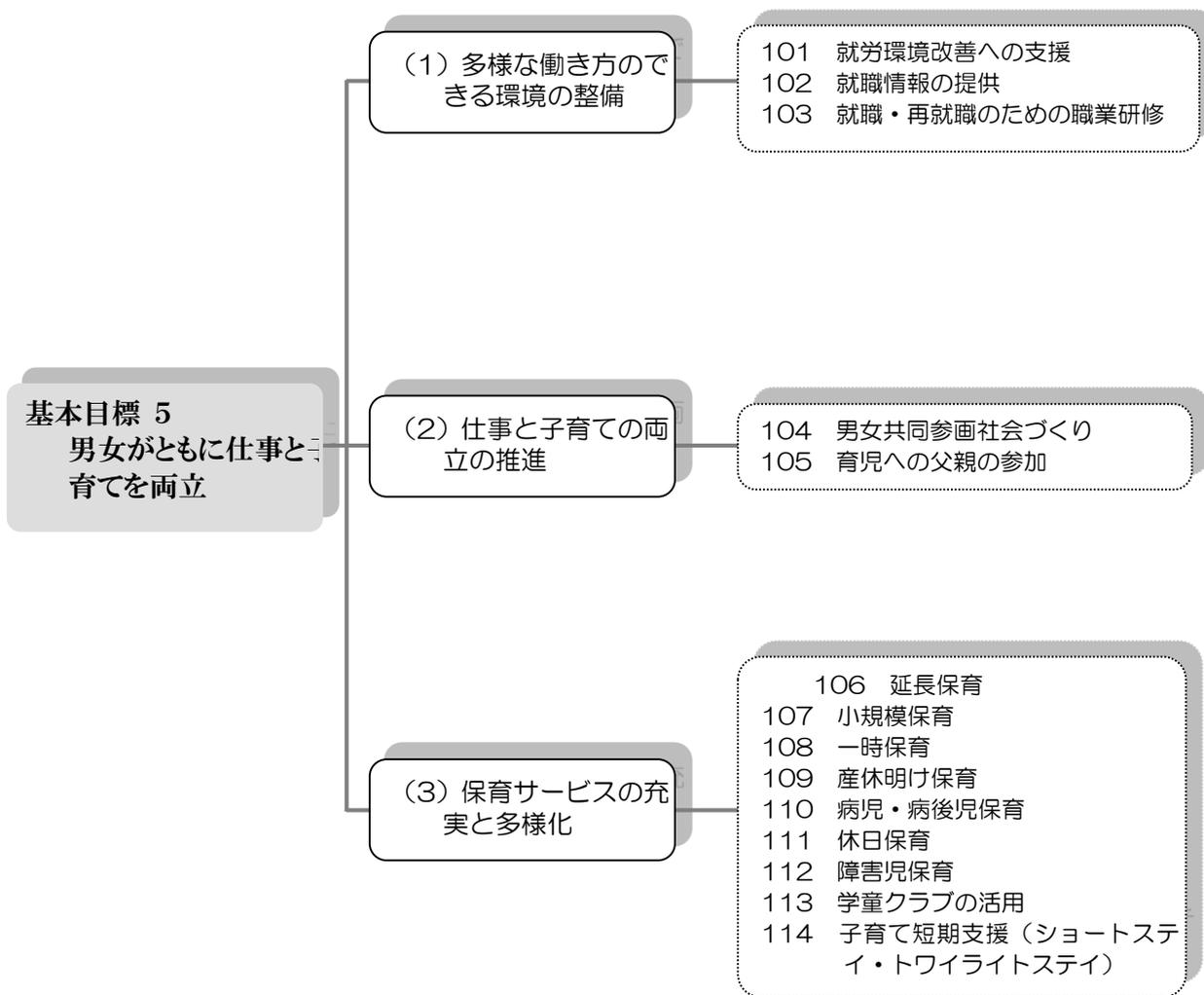
- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
93	関係機関、団体との情報交換	■ 子どもたちが事故や犯罪に遭わないまちづくりを推進するため、防犯灯の設置、「防犯協力の家」制度の充実を図るなど、警察、学校、自治会等関係機関・団体と連携し、地域ぐるみによる地域安全活動の充実に努めます。 ・通学路防犯灯の設置	コミュニティ課 保育課
		□ 今後の方向性 ・今後も市内防犯パトロール活動を推進し、児童生徒の登下校中の安全確保に努めます。(コミュニティ課) ・子どもの安心安全の確保を図るため、引き続き警察等の関係機関との連携を強めていきます。(保育課)	
94	安全マップ等の作成	■ 安全マップや通学路マップ等を作成し、子どもが安心・安全に生活できるよう情報提供を図ります。 ・安全マップ、通学路マップを作成し、事故や犯罪抑止に努めます。	指導課
95	自主防犯活動の支援	■ 各自治会等で実施する防犯活動や地域に設立された自主防犯パトロール隊の活動を支援します。	コミュニティ課
		□ 今後の方向性 ・今後も自主防犯パトロール隊への防犯啓発用品の貸与などの支援を行い、自主防犯活動の推進を図ります。	
96	安全管理の促進	■ 学校、保育所、幼稚園の安全管理を図るため、啓発活動を推進します。 ・不審者対応マニュアルの作成 ・不審者を想定した子ども対象の避難訓練 ・保護者への文書等による啓発活動 ・安心メール [*] の発信 ・事件・事故発生ファイル情報の提供	コミュニティ課 指導課 保育課
		□ 今後の方向性 ・今後も警察や関係機関と連携し、犯罪発生情報などを自治会等へ提供して事業の継続を図り、犯罪抑止に努めます。(コミュニティ課) ・様々な災害、事故、犯罪に対して児童生徒の安全を確保していくために、今後も継続した取組を実施します。(指導課) ・子どもの安全管理を促進するために、職場内研修を定期的実施し、職員と保護者・関係機関との情報共有に努めます。	

事業名		事業内容	担当課
		(保育課)	
97	防犯体制の充実	<p>■流山警察署をはじめとする関係団体・機関と連携し、暴力排除・防犯活動を推進します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も警察や関係機関と連携し、暴力団排除・防犯活動を推進します。 	コミュニティ課
98	防犯協会連合会への支援	<p>■流山市防犯協会連合会へ補助金を交付し、防犯に関する活動を支援します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も防犯協会連合会への支援事業の継続を図り、犯罪抑止と市民の防犯意識の向上に努めます。 	コミュニティ課
99	防犯に関する普及啓発活動	<p>■市民との協働により、防犯に関する広報啓発活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域安全パトロール隊※の設立 <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も市内の犯罪発生情報を安心メールやホームページ等で公表するなど、防犯意識向上と被害の未然防止を図るために啓発活動を行います。 	コミュニティ課
100	保護者・地域との連携による防犯活動	<p>■保護者や地域の市民、学校、警察などが連携し、「子ども110番」の設置や「学校付近のパトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。</p> <p>□今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も地域と学校との連携を図り、より安全な環境作りに努めます。 	指導課

5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり



(1) 多様な働き方のできる環境の整備

【現状と課題】

これまで国や地方自治体は、仕事と家庭生活の両立を支援するため保育サービスやその他の子育て支援サービスの拡充に努めてきましたが、出生率は低下し続けています。

仕事と子育ての両立のためには、企業の育児に対する理解と協力、さらにそれを可能にする子育てにやさしい就業環境の実現が重要です。

アンケート調査の結果では、就労していない母親の就労希望が、就学前の子ども世帯で65.3%、小学生世帯では59.4%となっており、そのうち、「すぐにでも、もしくは1年以内」の就労を希望している人は、就学前の子ども世帯では20.8%、小学生世帯では30.3%となっています。このようなニーズを抱えている人に対する支援策を講じることも必要となっています。

就業環境の多様化のために企業の意識改革を図るとともに、子育て中の親への就労支援を行い、多様な働き方が保障された社会を築くことが課題といえます。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
101	就労環境改善への支援	■ 就労環境の改善を図るため、雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業制度の普及などについて、啓発活動を行います。	商工課
		□ 今後の方向性 ・ 育児休業制度の適正取得や普及等について、広報紙、市ホームページ等を活用して広く啓発活動を行います。	
102	就職情報の提供	■ 女性の就労を支援するため、公共職業安定所及び関係機関と連携を図っていきます。	商工課
		□ 今後の方向性 ・ 引き続き、地域職業相談室（愛称＝ジョブサポート流山）の利用促進を図り、求人情報の提供に努めます。	
103	就職・再就職のための職業研修	■ 就職、再就職を希望する女性を対象として、年齢層に即した講座を開催します。 ・ 就労支援講座（若年齢者対象・中高年齢者対象・子育てお母さん対象）	商工課
		□ 今後の方向性 ・ 今後も継続して、出産や育児で職場を離れた女性を対象に再就職に役立つ講座や情報提供を行います。（企画政策課） ・ 子育て中の女性を対象として、保育付きの再就職応援セミナーを引き続き実施し、また、中高年齢者向けの再就職支援セミナーを実施し、全年齢層に即した支援を行います。（商工課） ・ 今後も再就職のためのIT関係講座の実施や、他課で実施就職応援セミナーへの場の提供および一時保育の受け入れ等に努めていきます。（企画政策課）	公民館 企画政策課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

女性の社会参加が進む中、家事や育児に対する男性の関心が徐々に高まってきていますが、共働きの家庭でも、家事や育児の役割の多くを女性が担っているケースは、依然として少なくありません。

男性を含めたすべての人が子育てと仕事のバランスがとれた多様な働き方ができ、育児休業や子どもの看護休暇の取得等の促進など、子育てしながら就業することができるように、企業による子育て支援の取組の促進とともに、男性が育児の知識や技術を身につけられるような機会を提供、男性の子育てへの参加を進めていくことが課題といえます。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
104	男女共同参画社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現のため、流山市男女共同参画プランに基づき、施策の展開を図ります。 ・男女共同参画社会づくり講座 ・子育て支援者講座 ・情報紙やホームページによる啓発 	企画政策課
		<ul style="list-style-type: none"> □今後の方向性 ・引き続き、男女が共に社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、流山市第3次男女共同参画プランに基づき、事業を実施していきます。 	
105	育児への父親の参加	<ul style="list-style-type: none"> ■父親が育児の知識や技術を身につける機会を提供するため、各種教室、講座を開催します。また、父親の参加しやすい環境づくりに努めます。 ・父親教室 ・各種行事への父親参加の誘い 	子ども家庭課
		<ul style="list-style-type: none"> □今後の方向性 ・今後も育児への父親の参加が促進できるよう情報提供やイベントを開催します。(子ども家庭課) ・男性が育児等に参画するための意識啓発やワーク・ライフバランスの推進に努めたい。(企画政策課) ・父親の育児参加、祖父母の育児参加、地域の子育て力のアップなどを考慮し、講座の企画充実に努めます。(公民館) 	公民館

(3) 保育サービスの充実と多様化

【現状と課題】

核家族化の進展や就労女性の増加により、保育ニーズが増加しています。

また、働く人の勤務形態や勤務時間帯の多様化にともない、子育て家庭の事情に応じた多様な保育形態が求められています。

ニーズ調査では、「病児・病後児保育」や「延長保育の充実」「一時保育」等の利用希望が高く、保育サービスに対するニーズは多岐にわたることがうかがえます。

今後は市民のニーズに応じた多様な保育サービスの提供体制を整備していくことが求められています。

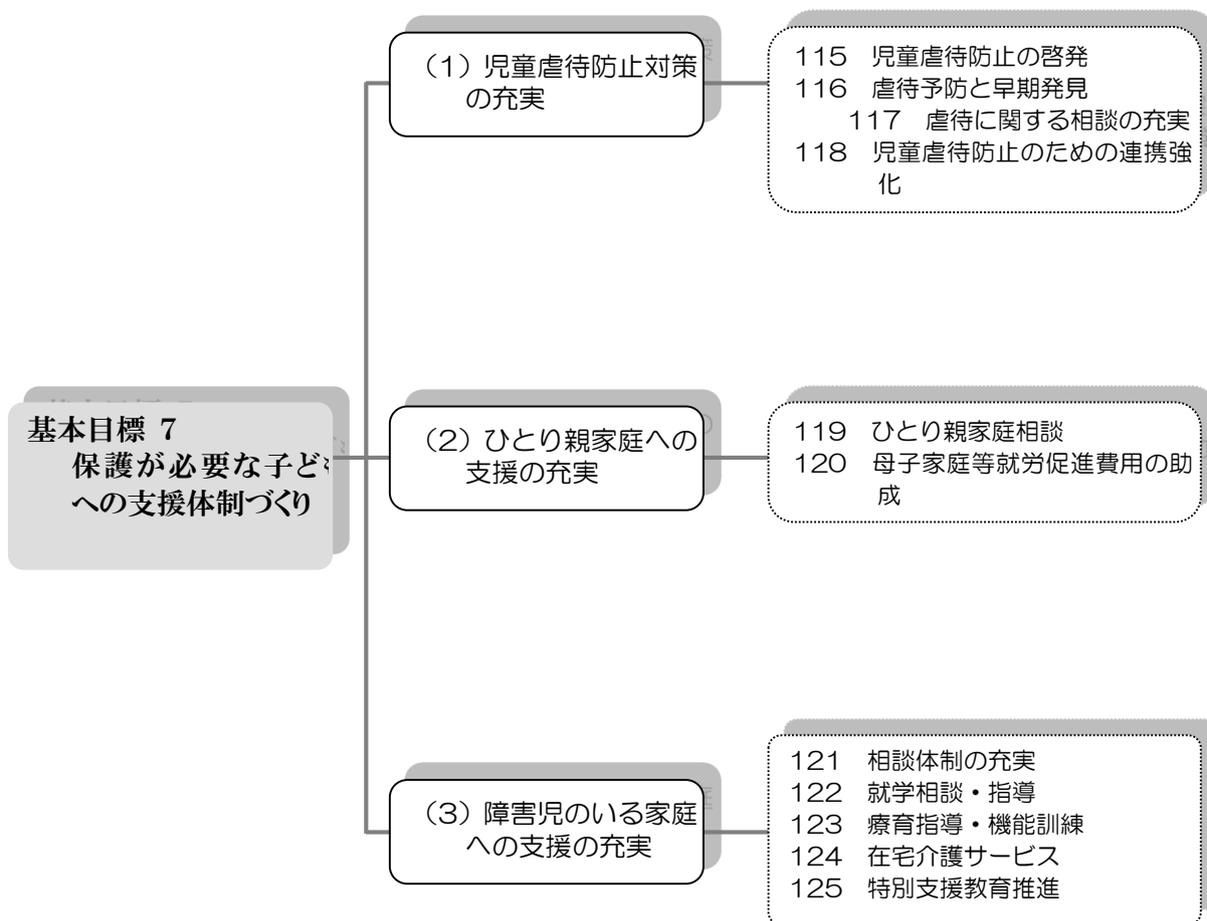
- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
106	延長保育	■就労形態の多様化や、通勤時間の長時間化に対応できるよう、保育時間の延長及び延長保育実施園の拡大を図ります。 □今後の方向性 ・新設の保育園についても延長保育の実施を推進します。	保育課
107	小規模保育	■入所希望の増加している低年齢児に対応するため、19人以下を定員とする小規模保育を推進します。 □今後の方向性 ・認可保育所整備にあたり、保育所を運営する場合、0歳から5歳児の受け入れが認可条件になっていることから、今後待機児童解消のため、整備を進めていきます。	保育課
108	一時保育	■保護者の病気等により、一時的に保育が必要な場合に対応できるよう、一時保育の充実を図ります。 □今後の方向性 ・利用者が増加していることから、新設保育園にも設置協力を依頼していきます。	保育課
109	産休明け保育	■女性の就労の促進を図るため、産休明け保育の充実に努めます。 □今後の方向性 ・新設保育所でも産休明け保育の充実に努めます。	保育課
110	病児・病後児保育	■病氣中及び病氣回復期の乳幼児を一時的に預かる事業を推進します。 □今後の方向性 ・ニーズの高い病児保育の実施を検討します。	保育課
111	休日保育	■女性の就労形態の多様化による様々な保育ニーズに対応するため、夜間保育や休日保育を実施します。 □今後の方向性 ・新設保育園かつ、駅近の保育園に対し、実施の検討を依頼し、就労形態の多様化やDEWKS世代の転入増への対応を検討します。	保育課
112	障害児保育	■保育所を利用する園児がお互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、統合保育や保育所等訪問支援事業の推進に努めます。 □今後の方向性 ・待機児童解消後、統合保育の拡大について、実施箇所を含めて検討していきます。(保育課) ・今後も園児に対する支援を継続します。(障害者支援課)	保育課 障害者支援課

事業名		事業内容	担当課
113	学童クラブの活用	<input checked="" type="checkbox"/> 放課後に家庭で保育ができない児童の受け入れ及びインクルージョンの観点から、障害児の受け入れを支援します。 ・指導者養成研修	保育課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・児童の受け入れ体制を拡充し、保護者のニーズを踏まえ、預かり時間の延長を進めていきます。また、研修会への参加支援を継続します。	
114	子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者が疾病や出産等により家庭での養育が困難となった場合に、児童を一時的に市が指定する施設で預かります。	子ども家庭課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・現状の体制を維持し、事業を継続します。	

6 保護が必要な子どもへの支援体制づくり



(1) 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

児童虐待防止法の制定やその後の改正をはじめ、児童虐待に対してさまざまな対策が講じられてきましたが、児童相談所で認知した虐待件数は毎年、過去最悪を更新しています。

児童虐待を防止するためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアまでの総合的な支援体制を確立するとともに、福祉のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関との連携を強化していくことが重要です。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
115	児童虐待防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、関係機関の連携を強化し、啓発活動に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの配布 ・ホームページの活用 	子ども家庭課 指導課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、訪問及び広報等による啓発活動を行います。(子ども家庭課) ・今後も、学校を通じた保護者への啓発と、県主催の研修会を周知するなど教職員への啓発も引き続き行います。(指導課) ・今後も、保育所と関係機関における連携強化に努めます。(保育課) 	保育課
116	虐待予防と早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の予防と早期発見に努めます。また、必要な児童に対して調査を実施し、緊急の場合、児童相談所に通告を行います。さらに、育児ストレスや産後うつなどにより、子育てに不安を抱える家庭や虐待の恐れのある家庭に対して、保健師等の家庭訪問や、ヘルパーの派遣により、育児負担の軽減や諸問題の解決を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急一時保護の要請 ・育児支援家庭訪問 	子ども家庭課 健康増進課 保育課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き現状を維持し、事業を継続します。(子ども家庭課) ・今後も事業を継続し、児童虐待の予防と早期発見に努め、関係機関との連携及び支援体制の強化を図ります。(健康増進課) ・保育所と関係機関が連携し、指導・助言を行うなど、今後も未然防止に努めます。(保育課) 	
117	虐待に関する相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家庭児童相談員及びケースワーカーによる児童虐待に関する相談、指導を行います。また、子どもや母親などからの「助けて」を受け入れできる相談・緊急避難体制づくりや啓発事業を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・各種相談 ・虐待SOS相談 	子ども家庭課 指導課 生涯学習課
		<ul style="list-style-type: none"> □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き相談員のスキルアップを図り、相談事業を継続します。(子ども家庭課) ・今後も継続して相談体制の充実に努めます。(指導課) ・「76 青少年相談」の中で努めます。(生涯学習課) 	

事業名		事業内容	担当課
118	児童虐待防止のための連携強化	■ 児童虐待に対応するため、児童虐待防止対策連絡協議会を中心として、民生児童委員、主任児童委員などの地域住民や医療機関、また児童相談所、警察等の行政機関との連携の強化を図ります。	子ども家庭課 指導課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・引き続き現状を維持し、事業を継続します。(子ども家庭課) ・継続して支援が必要なケースもあり、今後も関係機関との情報共有を図り、より効果的な対応ができるよう努めます。(指導課) ・関係機関との連携強化、啓発活動の推進などに今後も努めます。(障害者支援課) ・今後も事業を継続し、さらなる関係機関との連携及び支援体制の強化を図ります。(健康増進課) ・公立保育所、私立保育所の会議で情報の共有化を図るなど今後も、各関係機関における連携強化に努めます。(保育課)	障害者支援課 健康増進課 保育課

(2) ひとり親家庭への支援の充実

【現状と課題】

本市のひとり親家庭は、平成22年の国勢調査によると母子世帯数は4,262世帯、父子世帯数は845世帯となっていて、平成17年と比較すると増加傾向にあります。

ひとり親家庭の場合、厳しい労働条件の中で働く親が多いため、経済的にも恵まれないケースが少なくありません。また、家事や子育ての役割を一人で担っているため、様々な不安や悩みを抱えています。

今後は、ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援や相談体制を充実していくことが課題です。

【具体的事業】

- 事業内容
- 今後の方向性

事業名		事業内容	担当課
119	ひとり親家庭相談	■ ひとり親家庭の悩みを解決するため、母子自立支援員等による相談を実施します。	子ども家庭課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・引き続き事業を実施し、ひとり親家庭における様々な悩みの解消に努めます。	
120	母子家庭自立支援給付	■ 母子家庭の自立のために、就職に役立つ技術や資格取得のための一定の講座受講料の一部を助成します。	子ども家庭課
		<input type="checkbox"/> 今後の方向性 ・母子家庭や父子家庭の自立支援及び就労促進のため、引き続き実施します。	

(3) 障害児のいる家庭への支援の充実

【現状と課題】

障害や発達に遅れのある子どもを育てている家庭では様々な問題に直面し、重い負担を背負っているケースも少なくありません。

全ての子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心した生活を送れるようになるためには、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制や相談体制の充実が求められています。

- 事業内容
- 今後の方向性

【具体的事業】

事業名		事業内容	担当課
121	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害を持つ児童の家族からの各種相談について、関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めます。特に、相談後のフォローの充実に努めます。 □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・各分野の専門家による相談を今後も継続します。 	障害者支援課
122	就学相談・指導	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害のある児童の一人ひとりの個性や能力が最大限伸ばせるよう、障害の程度・種類などに応じた就学相談・指導の充実に努めます。また、施設入所を希望する卒業生の待機をなくすよう努めます。 □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの構築に向けて、児童生徒、保護者、学校の一層の連携と支援を図ります。 	指導課
123	療育指導・機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害のある児童の自立のための療育指導・機能訓練を行い、子どもの発達を支援します。 □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターでの集団指導・親指導、肢体不自由児に対する理学療法訓練など、引き続き、今後も事業を継続します。 	障害者支援課
124	在宅介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児を抱えている母親の疾病等在宅介護が必要であると判断された場合は、ホームヘルパーの利用により支援します。 □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を営むのに支障のある、重度の障害児を抱えている家庭を支援します。方法としては、障害者総合支援法によるサービスとして、日中一時支援や短期入所やホームヘルパーの利用、在宅障害者一時介護料の助成の利用を推進します。 	障害者支援課
125	特別支援教育推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、教育及び教育支援を行うことが必要な児童生徒を支援するために、特別支援教育推進研修会を実施するとともに、「特別支援教室」を各学校に開設し、安心して学校に通学できるよう環境の充実に努めます。 □ 今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の内容をさらに充実させ、すべての教職員の特別支援教育への意識向上を図っていきます。 	指導課



計画の推進体制

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進

子ども・子育て支援新制度における教育・保育、地域子育て支援事業の整備及び、次世代育成支援行動計画（後期計画）を継承する施策事業は、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたり、それぞれが連携をとりながら基本理念に沿った事業を展開することが必要です。

計画の着実な実行を促し、その目標を達成するため、庁内の連携を図るものとします。

2 計画の進行管理

5年という短期間に実効ある計画の推進を図るため、庁内推進体制の整備のほか、事業ごとの進行状況を定期的に「流山市子ども・子育て会議」に報告し、チェックを受けるものとします。

また、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

3 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

4 国・県への要望

子ども・子育て支援は、国、県、市が一丸となって取り組むべき課題であり、直接、市民のニーズ・評価を把握できる立場の市として、以下の施策の拡充を積極的に国、県に要望します。



1 子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査等の結果

(1) アンケート調査

調査票の配布・回収状況

調査票の配布・回収状況

区 分	就学前の子どもの保護者			小学生の保護者		
	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
市全域	2,000人	1,385人	69.2%	1,000人	645人	64.5%

◇きょうだい人数

就学前の子ども、小学生ともに約半数がきょうだい2人

【集計結果】きょうだいの人数は、就学前の子どもでは「2人」(43.8%)、「1人」(26.1%)、小学生では「2人」(53.0%)、「1人」(21.6%)となっています。

◇子育てを主に担っている方

「主に母親」と「父母ともに」が半々

【集計結果】子育てを主に担っている方は、就学前の子どもでは「父母ともに」(53.0%)、「主に母親」(45.3%)、小学生では「父母ともに」(51.8%)、「主に母親」(44.5%)となっています。

◇日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人の存在

「いずれもない」が約1割

【集計結果】主な親族等協力者の状況を見ると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前の子どもで(64.3%)、小学生で(53.2%)となっています。一方「いずれもない」が就学前の子どもで(12.7%)、小学生で(11.6%)となっていることから、このような世帯への十分な配慮・支援が必要と考えられます。

◇保護者の就労状況

父親は「フルタイムで就労」が約9割、就学前の子どもの母親は約5割が「未就労」であるが、そのうち過半数は就労意向がある

【集計結果】父親は「フルタイムで就労しており、産休、育休、介護休暇等取得中でない」が就学前の子どもで(91.3%)、小学生で(89.0%)、対して母親は、就学前の子どもで、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(47.8%)が最も多くなっています。しかし、就労していない母親の就労意向は就学前の子どもが(65.3%)、小学生は(59.4%)となっています。

◇定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前の子ども）

**「利用している」が約6割、「利用していない」が約3割強
利用している事業は「認可保育所」「幼稚園」ともに約5割**

【集計結果】定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、利用している就学前の子どもは（62.7%）となっています。利用中の事業としては、「認可保育所」が（48.1%）が最も多く、次いで「幼稚園」（46.1%）となっています。

◇今後、利用を希望する定期的な教育・保育事業（就学前の子ども）

「幼稚園」が約6割、「認可保育所」が約4割「幼稚園の預かり保育」が約3割

【集計結果】今後の利用希望では「幼稚園」（57.4%）が最も高く、次いで「認可保育所」（43.7%）「幼稚園の預かり保育」（27.8%）となっています。

◇地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用状況、利用意向（就学前の子ども）

「利用していない」が約7割、「利用していないが、利用したい」が約3割

【集計結果】子育て支援センターの利用状況は、「利用していない」（77.0%）、「利用している」（12.2%）となっています。

しかし、今後の利用については、「利用していないが、利用したい」が約3割と潜在的なニーズは高いといえます。

◇病児・病後児保育の利用意向（就学前の子ども）

仕事を休んで対応した保護者のうち、「利用したい」が約4割

【集計結果】病児・病後児保育施設の利用意向について、「できれば、病児・病後児保育施設等を利用したい」（39.5%）となっています。また、子どもを預ける場合の望ましい事業形態は、「小児科に併設した施設で子どもを預かる事業」（81.1%）、「他の施設に併設した施設で子どもを預かる事業」（67.2%）となっています。

◇一時保育の利用状況と利用希望

「利用していない」が約8割、「利用したい」が約3割

【集計結果】一時保育の利用状況をみると、「利用していない」（76.1%）、「幼稚園の預かり保育」（6.5%）、「一時預かり」（5.1%）とあまり利用のない状況です。しかし、利用希望は「利用したい」が（32.7%）で、目的は「私用、リフレッシュ目的」（43.7%）、「冠婚葬祭、学校行事、子どもの親の通院等」（39.5%）となっています。

利用していない理由は、「特に利用する必要がない」（75.6%）、「利用料がかかる・高い」（13.9%）、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」（12.3%）となっています。

◇放課後の過ごし方における学童クラブの利用の希望（複数回答）

**就学前の子どもは、低学年になったときの利用希望が約2割、高学年になったとき
の利用希望が約1割**

小学生の子どもは、低学年が約7割、高学年が約2割

【集計結果】放課後の過ごし方をみると、就学前の子どもでは小学校低学年のうち「自宅」（56.9%）、「塾や習い事」（54.8%）、「学童クラブ」（25.9%）の順に希望しています。

一方、小学校高学年になった場合の希望では、「学童クラブ」が小学校低学年になった場合の（25.9%）から（13.1%）となっています。

◇育児休業制度の利用状況（就学前の子ども）

母親は約3割が取得

また、育児休業を利用しない理由（母親）は「子育てや家事に専念するため退職した」が約4割

【集計結果】育児休業制度の利用状況をみると、母親は「取得した（取得中である）」（32.9%）に対して、父親は、「取得した（取得中である）」（2.5%）となっています。

また、育児休業を利用しない理由について、母親は「子育てや家事を専念するために退職した」（39.2%）となっています。

◇育児休業給付の支給と健康保険・厚生年金保険料免除のしくみの認知度（就学前の子ども）

「育児休業給付・保険料免除のいずれも知らなかった」が約3割

【集計結果】育児休業給付と保険料免除のしくみの認知状況をみると、「育児休業給付のみを知っていた」（26.4%）、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」（38.0%）、「保険料免除のみを知っていた」（1.1%）、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」（31.5%）となっています。

(2) ヒアリング調査

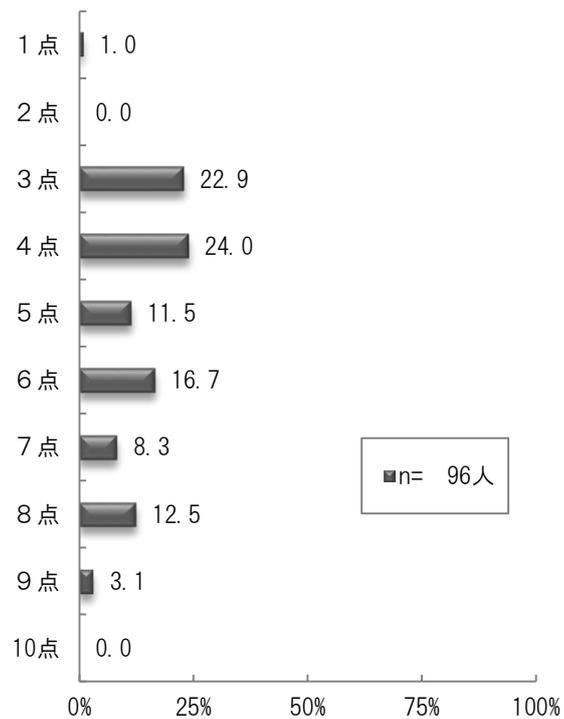
調査対象者	流山市内の子育て関連施設等の利用者等
調査件数	20か所
調査内容	流山市における子育ての環境や支援等に対する意見や要望

調査時期と調査方法

ヒアリング調査は、平成26年1月～3月にかけて調査員が直接利用者から聞き取る方式で実施しました。

問1 流山市は子育てしやすい街だと思いますか。10点満点で採点してください。また、「子育てしやすい理由」「子育てしづらい理由」をお聞かせください。

点数	人数	%
1点	1人	1.0
2点	0人	0.0
3点	22人	22.9
4点	23人	24.0
5点	11人	11.5
6点	16人	16.7
7点	8人	8.3
8点	12人	12.5
9点	3人	3.1
10点	0人	0.0
計	96人	100.0
平均	5.1点	



○子育てしやすい理由（生活環境の整備）

- ・小さな公園もたくさんある
- ・自然がある。
- ・児童館が近いところにあり、広くて施設が充実している。
- ・「子育ての街」と謳っていることがあり、身近に小さい子が多い。また、周囲の見る目も子どもにやさしい。
- ・新しくできた地域は街並みがきれいで、子どもを遊ばせやすい。
- ・買い物がしやすくなった。

（教育・保育の充実）

- ・保育園がどんどん増えてきている。

（地域における子育て支援）

- ・小さい子どもを連れて遊びに行ける所があったり、イベント等に出かける機会があるのがいい。
- ・子育て支援センターが充実している。

（その他）

- ・市がキャッチコピーとして子育てしやすい街というので今後期待が持てる。

○子育てしづらい理由

（生活環境の整備）

- ・住んでいる地域では公園が少ない。歩いて行ける範囲に遊ばせられる公園がない。
- ・児童館の時間を長くしてほしい。
- ・保育園や子育て支援センターは充実しているが、南流山駅やおおたかの森駅周辺に集中しており、セントラルパーク駅周辺に少ない。バスの発着も南流山駅やおおたかの森駅周辺に集中している。

（教育・保育の充実）

- ・認可保育園が少ないので増やしてほしい。
- ・学童の延長を緩和してほしい。

（地域における子育て支援）

- ・ママ友との交流が少ない
- ・平日に行われるセミナーだと、働いている人は参加できない。
- ・育児相談などあるが、市の中心部に偏っている。

(安全等の確保)

- ・駅の乗り換えの際のバリアフリー化などが気になる。
- ・車が無いと不便。

(健康の確保及び増進)

- ・病後児保育が少ない。
- ・病院が少ない。特に小児科が少ない。

(その他)

- ・「子育てするなら流山」と打ち出しているが、実感が湧くのはこれからではないか

問2 利用している施設やご自身の子育ての実情を踏まえてのご意見・ご要望をお聞かせください。

(生活環境の整備)

- ・子どもの遊び場をもっと充実させてほしい。
- ・公園に行っても、ボール遊びとかが出来ない。遊具が使えない。つまらない。
- ・自然を生かしきれていない。

(教育・保育の充実)

- ・歩いていける距離に保育施設がない。
- ・保育園の料金が安い。
- ・経済的に厳しく、学童の費用が少し高いと感じる。

(地域における子育て支援)

- ・育児をしていて、相談する場をもっと広めてほしい。
- ・子育てしやすい街ということで、他県から引っ越してきたが、交流する場などが無い。
- ・家事代行など使いたいサービスが流山市にはないので、気軽に使えるサービスを作ってほしい。又は教えてほしい。

(健康の確保及び増進)

- ・予防接種とか、保健センターに行かなくてはいけないし、けっこう待つことになる。保健センター以外の場所や出張してできないか。日時も複数あると助かる。
- ・小児科の情報をもっと知りたい。
- ・PRしている割には、病院や施設の少なさを感じて不安になる。

(職場と家庭の両立)

- ・働きたい気持ちはあるけれど、子どもをどうしたらいいかわからない。
- ・子育てで一度退職した場合の仕事復帰の方法がどうしたらいいかわからない。

(情報の内容・周知方法)

- ・ホームページも奥のページまで検索しないとわからない。
- ・安心・安全メールは来るのはありがたいけれど、緊急性とか必要な情報を絞り込んで配信してほしい。

(その他)

- ・子育てしやすいとPRしてはいるが、どこが子育てしやすいのかわからない。
- ・子育てよりかは、高齢者の方が住みやすい街な気がする。

問3 最後に、流山の教育・保育環境の充実など、子育ての環境や支援に関するご意見をお聞かせください。

(生活環境の整備)

- ・土日に遊びに行ける所があるといい。
- ・循環バス(ぐりーんバス)をもうちょっと充実して欲しい。
- ・古い道路を整備して、安全なまちづくりをしてほしい。
- ・公園の数が少ない(あるところとないところで地域差がある)。
- ・学校のプールとかを定期的開放してほしい。
- ・駅の乗り換えの際に、ベビーカー等の乗り降りや移動を楽にしてほしい(バリアフリー化)。

(教育・保育の充実)

- ・小2くらいまで学童で一時預かりがあるといい。
- ・保育園に入りやすくして欲しい。
- ・幼稚園の預かり時間が短い。
- ・保育園等の時間の幅をもう少し広くしてほしい。

(地域における子育て支援)

- ・講座とかを受けるときに、一時保育(託児)がもっと増えると、講座も受けやすくなる。
- ・子育てをしている親たちが、利用できる施設がどこかわからないから、親切に教えてほしい。
- ・子どもを地域で育てるようなイベントや交流などをしていきたい。

(学校教育環境の整備)

- ・勉強できる子と出来ない子で、小学校高学年の段階で差が開いているため、早い段階で対応を行ってほしいと思う。

(健康の確保及び増進)

- ・夜間救急に小児科の先生を配置してほしい。
- ・休日診療所の夜間が欲しい。

(情報の内容・周知方法)

- ・子育て関係の冊子や情報の提供が欲しい。
- ・情報の発信をもっとしてほしい。
- ・保育園や一時保育の空き人数とか、ネットでチェックできるといいし、スマートフォンのアプリで知れるといい。

(その他)

- ・人口が増えると障害児も増えることになるが、保育園の待機児童解消対策に目があって、障害児の施策が追い付いていない。
- ・街のキャッチコピーに今後期待している。
- ・地域によって育てやすい環境と育てにくい環境があるので、差が無いようにしてほしい。

(3) ワークショップ

◇流山は子育てしやすい街か？（10点満点で採点）

9点：1人、8点：12人、7.5点：1人、7点：21人、6点：15人
5点：11人、4点：1人、3点：1人、2点：1人
平均：6.46点 参加人数：64人

◇流山の子育ての現状【プラス要因】

施設・整備等に関すること

- ・保育園の増設に力を入れている。
- ・送迎保育ステーションがある。
- ・児童館、子育て支援センターが多い。
- ・学童があり親の負担が減った。

サービス・イベントに関すること

- ・情報発信力。宣伝が上手い。マスコミに取り上げられる。
- ・ファミリー・サポート・センターがある。
- ・イベント（ワークショップ、パパスクール、子育てサロン等）がある。
- ・3か月健診がある。

地域に関すること、子どもの安全に関すること

- ・子育てを支援するNPO等が多い。頑張っている。
- ・地域見守りパトロールがあって良い。
- ・子育てに対する市民の意識が高い。
- ・自然環境と、アクセスの両立。

その他

- ・自治体の一定以上の理解度の高さ。
- ・住民と行政の距離感がとりやすい。

◇流山の子育ての課題【マイナス要因】

施設・整備等に関すること

- ・市内に施設（公園（遊具）・図書館・プール等）が少ない。
- ・小児科が少ない。夜間診療の施設が近くにない。
- ・交通の便が悪い。道路が狭い。

サービス・イベントに関すること

- ・希望どおりに保育所に入れない。一時保育の料金が高い。
- ・児童館、子育て支援センターがいっぱいになってしまう。
- ・ファミリー・サポート・センターの事業が充実していない。
- ・子どもが病気になったとき困る。
- ・相談窓口が少ない。市が市民の相談に乗り切れていない。
- ・イベント、講座が少ない。

情報に関すること

- ・情報の発信が弱い。伝え方が悪い。欲しい情報にたどりつけない。
- ・ホームページが見にくい。
- ・アンテナが低い人への情報発信が問題。引っ越してきた人への情報が少ない。

地域に関すること、子どもの安全に関すること

- ・行政サービス等に地域差がある。
- ・親がコミュニケーションを取れる場所・人がいない。
- ・学童に行かない子どもへの視点。
- ・放置されている子どもが気になる。

その他

- ・未来のビジョンが見えてこない。
- ・市内で仕事を探しづらい。

◇解決策【希望・要望】

施設・整備等に関すること

- ・認定こども園がほしい。
- ・時間・曜日・年齢を問わず連れて行ける（気軽に立ちよれる）施設がほしい。
- ・各地域に子育て支援センター、児童館があるといい。
- ・施設（公園（遊具）、図書館、プール等）を増加・充実してほしい。

サービス・イベントに関すること

- ・保育サービスの充実（量の確保・質の向上・サービスの多様化）。
- ・学童の施設・内容を充実してほしい。
- ・子育て支援センター、児童館の利便性の向上。
- ・保育サービスについて相談や情報提供してくれるサービスがあるといい。
- ・講座・イベント等の充実（一時保育付きの講座、土日の開催、内容の充実等）。

情報に関すること

- ・子育て情報の一元化。情報のワンストップ化。
- ・情報をもっと入手しやすくなるといい。
- ・ホームページにもっと情報を細かく載せて欲しい。

地域に関すること、子どもの安全に関すること

- ・地域で協力して子育てできるといい。
- ・子どもが地域と関われる場・地域での居場所が必要。
- ・地域内に子育て連絡会や協議会の設置。

その他

- ・認定こども園への移行促進。保育園の民営化の促進。
- ・継続的なワークショップ・ニーズ調査の実施。
- ・自然を残して欲しい。

流山市子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月

発行者 流山市役所子ども家庭部子ども家庭課

住 所 〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

TEL 04-7150-6082 FAX 04-7158-6696

